



2026 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 HYUGA PRIMARY CARE 株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 黒 木 哲 史
(コード：7133 グロース市場)
問 合 せ 先 取締役最高財務責任者 大西 智明
(TEL. 092-558-2120)

MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注）の一環として行われる、株式会社 JG44（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」において定義します。以下同じです。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、上記取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

（注）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

記

1. 公開買付者の概要

(1)	名称	株式会社 JG44
(2)	所在地	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 藤原 摂
(4)	事業内容	株式保有による事業活動の支配管理
(5)	資本金	5,000 円
(6)	設立年月日	2026 年 9 月 4 日
(7)	大株主及び持株比率	JGIA 3 号投資事業有限責任組合 100%
(8)	当社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

公開買付けの目的	非公開化（マネジメント・バイアウト（MBO））
買付け等の期間	2026年9月28日（月曜日）から2026年11月10日（火曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	（1）普通株式 普通株式1株につき金2,110円 （2）新株予約権 ① 2018年2月16日開催の株主総会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年2月17日から2028年2月16日まで）1個につき、金1,150,800円 ② 2020年3月23日開催の株主総会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年3月24日から2030年3月23日まで）1個につき、金1,150,800円 ③ 2021年2月25日開催の株主総会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年7月1日から2031年3月2日まで）1個につき、金1,015,800円 （第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）
買付予定数の下限	1,518,400（株）（注）
買付予定数の上限	—

（注1）当該「買付予定数の下限」について買付け等を行った場合における買付け等後の公開買付者の株券等所有割合（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「法」といいます。）第27条の2第8項）に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）の株券等所有割合を加算したものをいいます。）は69.46%（小数点以下第三位を四捨五入）とのことです。なお、株券等所有割合の計算においては、当社が2026年6月25日に提出した第19期有価証券報告書（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された2026年3月31日時点の総株主等の議決権の数（71,288個）を分母として計算しているとのこと。本日現在における当社の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の当社の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年3月31日時点の総株主等の議決権の数が当社が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、当社有価証券報告書に記載された同日時点の総株主等の議決権の数（71,288個）を分母として用いているとのこと。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

（1）意見の内容

当社は、2026年9月25日開催の取締役会において、下記「（2）意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

（2）意見の根拠及び理由

本「（2）意見の根拠及び理由」の記載のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

① 本公開買付けの概要

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けを通じて当社株式（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、本不応募株式（以下に定義します。）及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）及び本新株予約権を取得及び所有することを主たる目的として2026年9月4日に設立された株式会社であり、本日現在、日本成長投資アライアンス株式会社（以下「JGIA」といいます。）が

管理・運営する JGIA 3 号投資事業有限責任組合（以下「JGIA ファンド」といいます。）によりその発行済株式の全てを所有されているとのことです。

JGIA は、日本企業の中でも、人材・資金・ネットワーク等のリソースが限定的であり、本来の成長可能性を十分に発揮することができていない潜在成長力のある企業に特化した事業承継投資、事業支援投資、成長投資等を目的としたファンドを組成・運用しており、JGIA による成長資金提供や経営支援に加えて、JGIA と資本業務提携し、投資先の企業価値向上に各社の強みを活かして貢献するパートナー企業（日本たばこ産業株式会社や株式会社博報堂）等）による事業支援、投資先企業への人材派遣などを通じて投資先企業の成長を支援しているとのことです。なお、本日現在、JGIA、JGIA ファンド、JG III A (Cayman), L.P.、JG III B (Cayman), L.P.（注 1）及び公開買付者は当社株式及び本新株予約権を所有していないとのことです。

（注 1）公開買付者は、本公開買付けの成立後、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに、JGIA ファンドに加えて、JG III A (Cayman), L.P. 及び JG III B (Cayman), L.P. から出資を受ける予定であるため、当該出資の時点以降の公開買付者の株主には、JG III A (Cayman), L.P. 及び JG III B (Cayman), L.P. も含まれることになるとのことです。

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場（以下「東京証券取引所グロース市場」といいます。）に上場している当社株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。また、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、当社の代表取締役社長であり、主要株主かつ筆頭株主である黒木哲史氏（所有株式数：1,357,200 株、所有割合（注 2）：18.27%。以下「黒木氏」といいます。）は、本取引後も継続して当社の経営にあたることを予定しているとのことです。

（注 2）「所有割合」とは、当社が 2026 年 8 月 12 日付で公表した「2027 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された 2026 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（7,279,000 株）に、同日現在残存し行使可能な本新株予約権 492 個（注 3）の目的となる当社株式の数（295,200 株）を加算した株式数から、同日現在の当社が所有する自己株式数（147,128 株）を控除した株式数（7,427,072 株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注 3）2026 年 6 月 30 日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	個数	目的となる当社株式の数
第 3 回新株予約権	40 個	24,000 株
第 4 回新株予約権	29 個	17,400 株
第 5 回新株予約権	423 個	253,800 株
計	492 個	295,200 株

本取引の実施にあたり、公開買付者は、2026 年 9 月 25 日付で、当社との間で本取引に関し、公開買付け合意書（以下「本公開買付け合意書」といいます。）を締結しているとのことです。

また、公開買付者は、黒木氏及びその資産管理法人である一般社団法人 Hyuga（（所有株式数：900,000 株、所有割合：12.12%、当社の主要株主かつ第 2 位株主）以下「本集団」といい、黒木氏と総称して「黒木氏ら」といいます。）との間で、2026 年 9 月 25 日付で公開買付け応募・不応募契約（以下「黒木氏ら応募・不応募契約」といいます。）を締結し、(i) 黒木氏の所有する当社株式のうち 864,128 株（所有割合：11.63%）を本公開買付けに応募し、残りの黒木氏の所有する当社株式 493,072 株（所有割合：6.64%）及び本集団の所有する当社株式の 900,000 株（所有割合：12.12%）は本公開買付けに応募しない旨及び(ii) 本公開買付けが成立した場合には、当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、当社の株主を公開買付者、黒木氏、本集団、株式会社シーユーシー（以下「シーユーシー」といいます。）、エムスリー株式会社（以下「エムスリー」といいます。）及びエムスリーキャリア株式会社（以下「エムスリーキャリア」といい、エムスリーと総称して「エムスリーら」、シーユーシー及びエムスリーと総称して「エムスリーグループ」といいます。）のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）に関連する各議案に賛成する旨等を合意しているとのことです。

以上のとおり、公開買付者は本公開買付けに関して、黒木氏及び本社団との間で、黒木氏が所有する当社株式のうち 864,128 株（所有割合：11.63%）について本公開買付けに応募する旨等を合意しているとのことです。

また、公開買付者は、シーユーシー（所有株式数：840,000 株、所有割合：11.31%、当社の主要株主かつ第 3 位株主）との間で、2026 年 9 月 25 日付で公開買付不応募契約（以下「シーユーシー不応募契約」といいます。）を締結し、(i) その所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び(ii) 本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨等を合意しているとのことです。

また、公開買付者は、エムスリー（所有株式数：699,600 株、所有割合：9.42%、当社の第 4 位株主かつその他の関係会社）及びエムスリーキャリア（所有株式数：500,400 株、所有割合：6.74%、当社の第 5 位株主）との間で、2026 年 9 月 25 日付で公開買付不応募契約（以下「エムスリーら不応募契約」といい、シーユーシー不応募契約と総称して「本不応募契約」といいます。）を締結し、(i) それぞれが所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び(ii) 本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨等を合意しているとのことです。

以上のとおり、公開買付者は本公開買付けに関して、黒木氏、本社団及びエムスリーグループ（以下、総称して「本不応募株主」といいます。）との間で、それぞれが所有する当社株式の合計 3,433,072 株（所有割合：合計 46.22%、以下「本不応募株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨等を合意しているとのことです。

本公開買付合意書、黒木氏ら応募・不応募契約及び本不応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を 1,518,400 株（所有割合：20.44%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,518,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行わないとのことです。他方で、本公開買付けは、当社株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,518,400 株）以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。

なお、買付予定数の下限（1,518,400 株）は、(i) 本基準株式数（7,427,072 株）に係る議決権の数（74,270 個）に 3 分の 2 を乗じた数（49,514 個（小数点以下切上げ））から、(ii) 本不応募株式（3,433,072 株）に係る議決権の数（34,330 個）を控除した数（15,184 個）に当社の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（1,518,400 株）としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者が、本公開買付けにおいて、当社株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社の株主を公開買付者及び本不応募株主のみとすることを目的として、本自社株公開買付け（以下に定義します。以下同じです。）の成立後、本貸株取引（以下に定義します。以下同じです。）を実施した上で、本臨時株主総会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 180 条に基づいて行う当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の実施を要請する予定であるところ、本株式併合を実施するためには、当社において、会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、その時点における公開買付者及び本不応募株主が所有する議決権数が、当社の総株主の総議決権数の 3 分の 2 以上となるようにするためとのことです。この点に関し、公開買付者は、当社に対し、本公開買付けの決済の完了後、本自社株公開買付けの決済の開始までの間の日（本公開買付けの決済の開始日後の近接する日とすることを予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。本株式併合の詳細については、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

そして、当社は、本公開買付けの成立等を条件として、黒木氏らの所有する当社株式数の合計とエムスリーグループの所有する当社株式数の合計が同数となるように、本株式併合の実施に先立ち、本不応募株式のうち、シーユーシーが所有する当社株式の一部（321,579 株、所有割合：4.33%）、エムスリーが所有する当社株式の一部（133,780 株、所有割合：1.80%）及びエムスリーキャリアが所有する当社株式の一部（191,569 株、所有割合：2.58%）を取得することを目的とした自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）（以下「本自社株公開買付け」といいます。）を実施する予定であり、エムスリーグループは、シーユーシー不応募契約及びエムスリーら不応募契約において、これらの株式（以下「本自社株公開買付応募株式」といいます。）を本自社株公開買付けに応募する旨を合意しております。

本自社株公開買付けの決済後、かつ本株式併合の効力発生前に、本株式併合によって本不応募株主において端数が生じる事態を回避するとともに、本株式併合後に公開買付者及び本不応募株主以外に当社の株主が存在する可能性を可及的に低減させて本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、(i)本社は、その時点において所有する当社株式の全てを黒木氏に対して貸し付けるとともに、(ii)シーユーシー及びエムスリーキャリアは、その時点において所有する当社株式の全てをエムスリーに対して貸し付ける予定とのことです(以下、(i)及び(ii)を総称して「本貸株取引」といいます。)。本貸株取引が実行された場合には、本株式分割(下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。)を行った上で、黒木氏が本会社に対して並びにエムスリーがシーユーシー及びエムスリーキャリアに対して、本貸株返還(下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。)を行う予定とのことです。本貸株取引及び本貸株返還の詳細については、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

本株式併合の完了後、最終的に本株式交換(以下に定義します。)後の黒木氏の公開買付者における議決権割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権割合の計算において同じです。)が10.55%、本会社の公開買付者における議決権割合が19.25%、エムスリーグループの公開買付者における議決権割合が26.93%となるよう、本不応募株主の所有する当社株式の議決権割合を調整するべく、本株式分割を行った上で、当社によるエムスリーの所有する当社株式の一部取得(以下「本自己株式取得」といいます。)(注4)を実施することを予定しているとのことです。

本自己株式取得の完了後、公開買付者を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)(注5)を実施し、公開買付者が本不応募株主に対して、本株式交換の対価として公開買付者の株式を交付することで、公開買付者の株主を、JGIA ファンド、JG III A (Cayman), L.P.、JG III B (Cayman), L.P. 及び本不応募株主とする予定とのことです。なお、本株式交換の完了後における公開買付者の議決権割合は、JGIA ファンドが22.60%、JG III A (Cayman), L.P. が10.33%、JG III B (Cayman), L.P. が10.33%、黒木氏が10.55%、本会社が19.25%、エムスリーグループが26.93%となることを想定しているとのことです。

(注4) 本自己株式取得においては、本株式交換後のエムスリーグループの公開買付者における議決権割合が26.93%となるよう算出される数の本株式分割後の当社株式を取得する予定とのことです。また、本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付けの対象となる「上場株券等」(法第24条の6第1項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)(以下「令」といいます。))第4条の3)に該当しないため、当社は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得に係る自己株式取得価格は、株式併合の効力発生前の当社株式1株当たり、1,718円を予定しています(以下「本自己株式取得価格」といいます。)。本自己株式取得価格は、法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含み、以下「法人税法」といいます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを踏まえて、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮にエムスリーが本公開買付けに応募した場合の本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。))の税引後手取り額を上回らない金額としているとのことです。本自己株式取得及び本自社株公開買付けは、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から、公開買付者がエムスリーグループに提案したものとのことです。本自己株式取得価格及び本自社株公開買付価格(以下に定義します。)の決定に係る経緯の詳細については、下記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i)公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(注5) 本株式交換の株式交換比率は、本日現在未定ですが、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反しないよう、当社株式の価値は、各本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格を上回らない価格(但し、本株式併合の比率に応じて比例的に決定する方法その他の合理的な方法による調整を行う予定です。)で評価するとのことです。なお、本株式交換後に各本不応募株主が公開買付者の株式を取得することについては、本取引後も継続して代表取締役社長として当社の経営にあたることを予定している黒木氏及びその資産管理を行う本会社が、本株式交換を通じて、本取引の実行後の公開買付者の株式を保有し続けることで、当社の事業運営に関するリスクを負担しつつ、当社の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下で、その経営に継続して関与し続けることを目的とするものであること、並びにエムスリーグループについても、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場(現在は東京証券取引所グロース市場)への上場以来、当社の安定した大株主としての立場を維持してきたところ、本取引後も引き続き、当社の株式を公開買付者の株式保有を通じた当社の間接的な株主として、

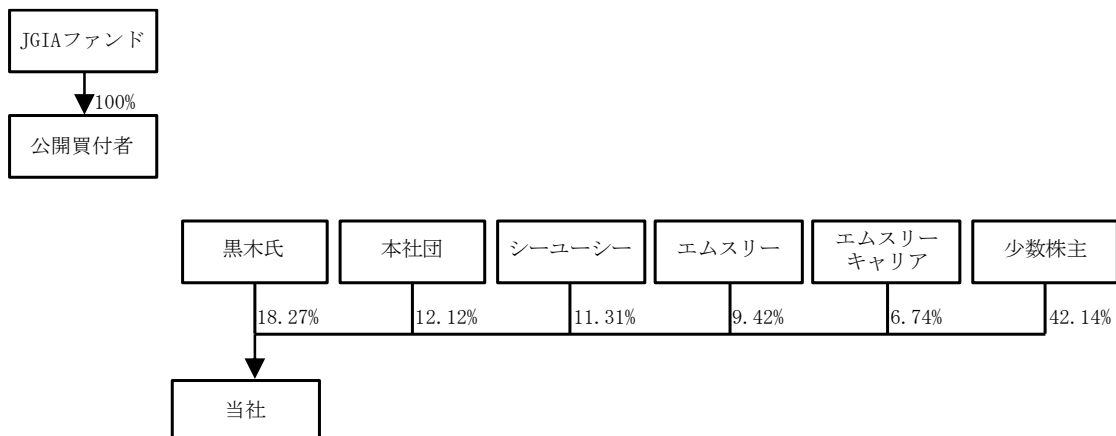
その医療・ヘルスケア事業における知見を活かしつつ、当社の円滑な事業運営及び事業成長を支えることを目的とするものであることから、いずれも本公開買付けへの不応募の可否とは独立して検討されたものであり、本公開買付けへの不応募の対価を提供するものではなく、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えているとことです。

現在想定している本取引の概要は大要以下のとおりとことです。

① 本公開買付けの実施前（現状）

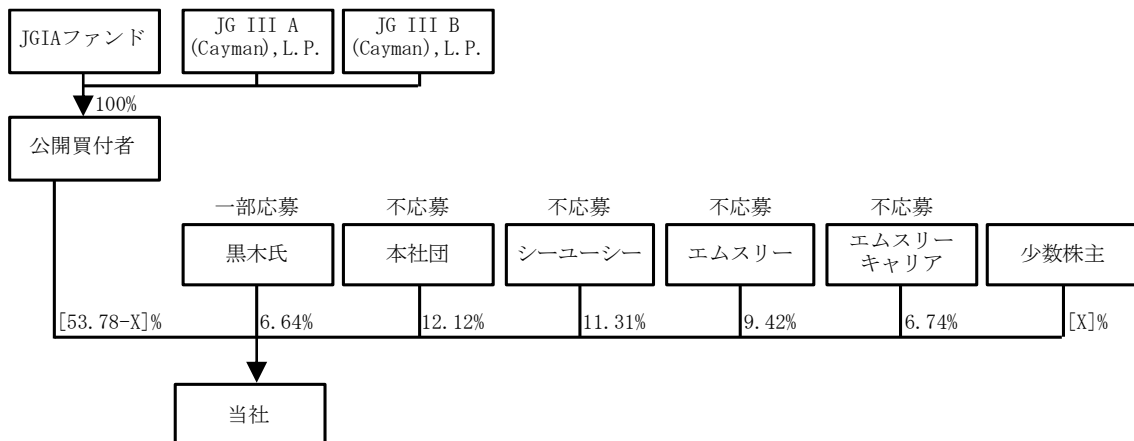
本日現在において、黒木氏が当社株式を1,357,200株（所有割合：18.27%）、本集団が当社株式を900,000株（所有割合：12.12%）、シーユーシーが当社株式を840,000株（所有割合：11.31%）、エムスリーが当社株式を699,600株（所有割合：9.42%）、エムスリーキャリアが当社株式を500,400株（所有割合：6.74%）その他の当社株主が3,129,872株（注6）（所有割合：42.14%）を所有しているとのことです。

（注6）その他の当社株主が所有する当社株式の数（3,129,872株）には、同日現在残存し行使可能な本新株予約権492個の目的となる当社株式の数（295,200株）が含まれております。



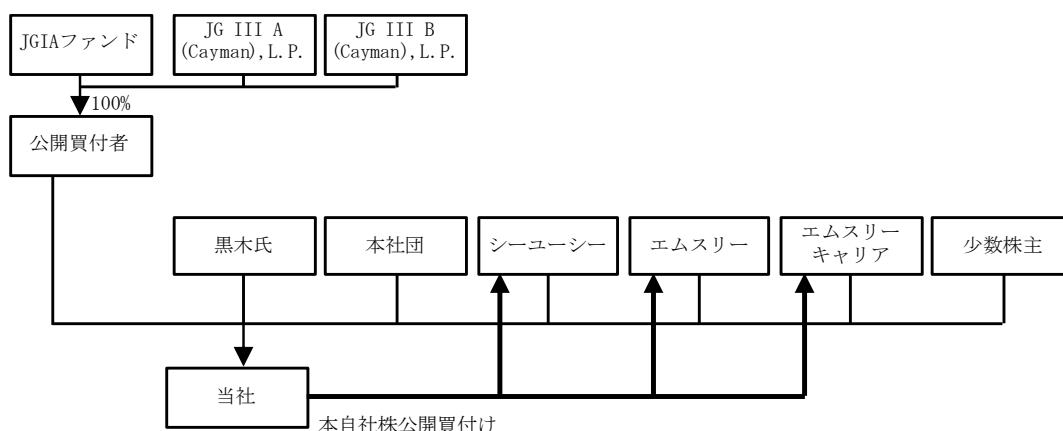
② 本公開買付けの実施（2026年9月28日～2026年11月10日）

公開買付者は、当社株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として本公開買付けを実施するとのことです。なお、以下に述べるとおり、



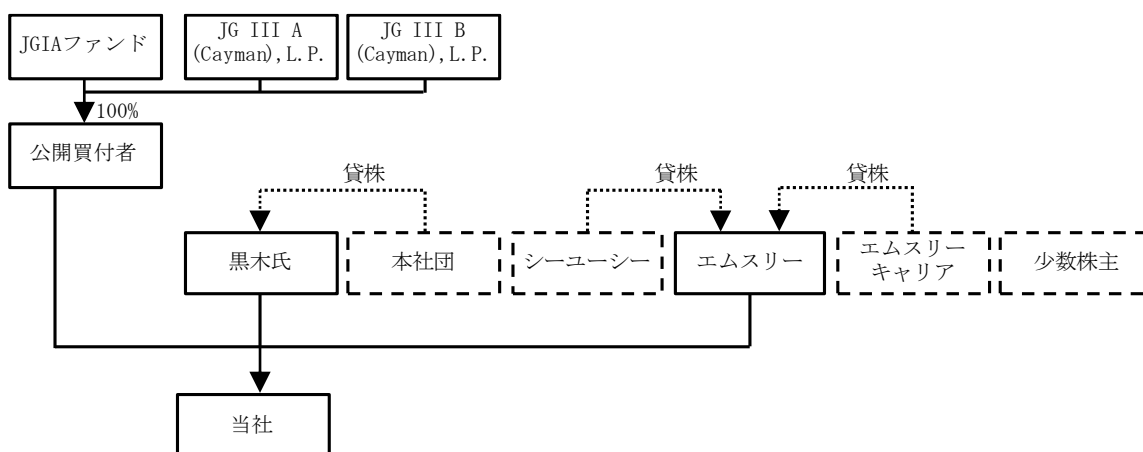
③ 本自社株公開買付けの実施（2026年11月18日から2026年12月16日）

本公開買付けの成立等を条件として、本株式併合の実施に先立ち、本不応募株式のうち、シーユーシーが所有する当社株式の一部（321,579株、所有割合：4.33%）、エムスリーが所有する当社株式の一部（133,780株、所有割合：1.80%）及びエムスリーキャリアが所有する当社株式の一部（191,569株、所有割合：2.58%）を取得することを目的とした本自社株公開買付けを実施する予定です。



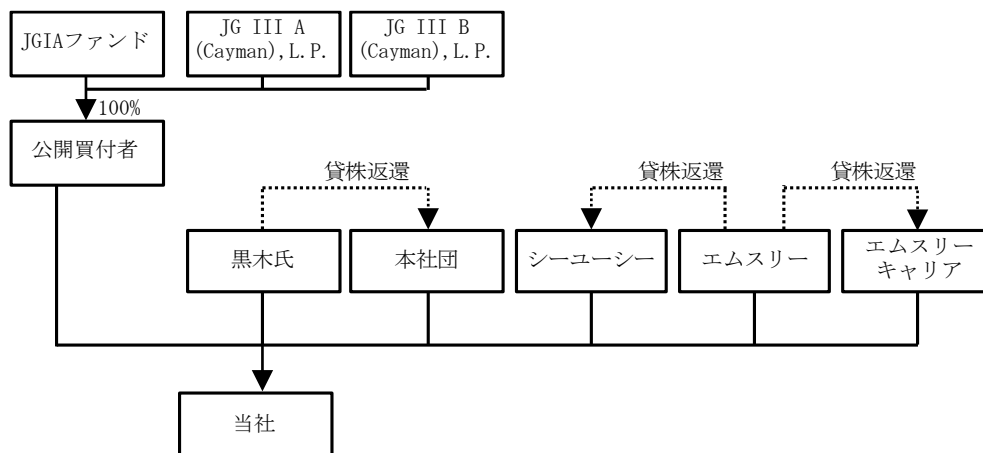
④ 本貸株取引及び本株式併合の実施（2027年2月上旬（予定））

本自社株公開買付けの決済後、かつ本株式併合の効力発生前に、本株式併合によって本不応募株主において端数が生じる事態を回避するとともに、本株式併合後に公開買付者及び本不応募株主以外に当社の株主が存在する可能性を可及的に低減させて本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、本集団が黒木氏に対し並びにシーユーシー及びエムスリーキャリアがエムスリーに対し、公開買付者の要請に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、その時点において保有する当社株式の全てを、無償で貸し付けることを予定しているとのことです。本貸株取引の効力発生後、当社の株主を公開買付者及び本不応募株主のみとするための本株式併合を実施する予定とのことです。



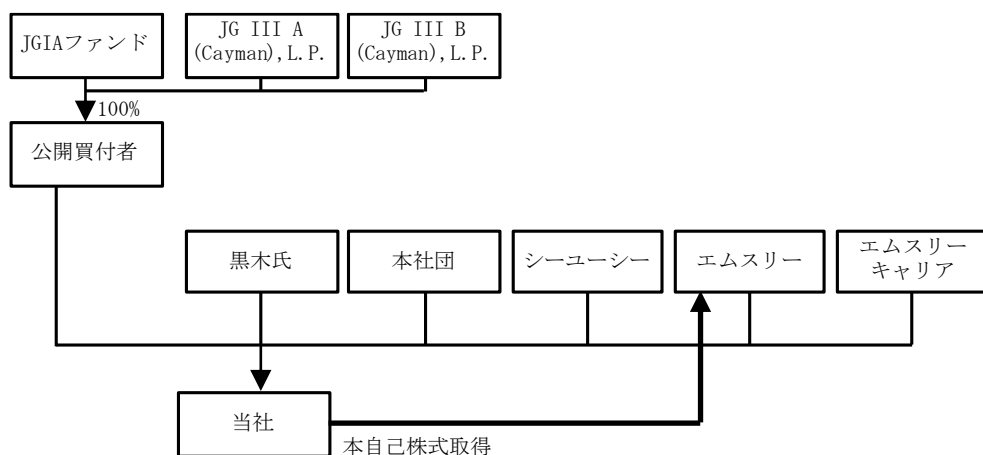
⑤ 本株式分割及び本貸株返還（2027年3月上旬（予定））

本貸株取引が実行された場合には、本株式併合の効力発生後、黒木氏が本集団に対して並びにエムスリーがシーユーシー及びエムスリーキャリアに対して、公開買付者の要請に従い、本貸株取引を解消し、本貸株取引の対象である当社株式と同等の価値となる数の当社株式を返還する予定です。また、本貸株返還に先立ち、本株式併合における併合比率の逆数となる比率で本株式分割を実施する予定です。



⑥ 本自己株式取得の実施（2027年3月上旬（予定））

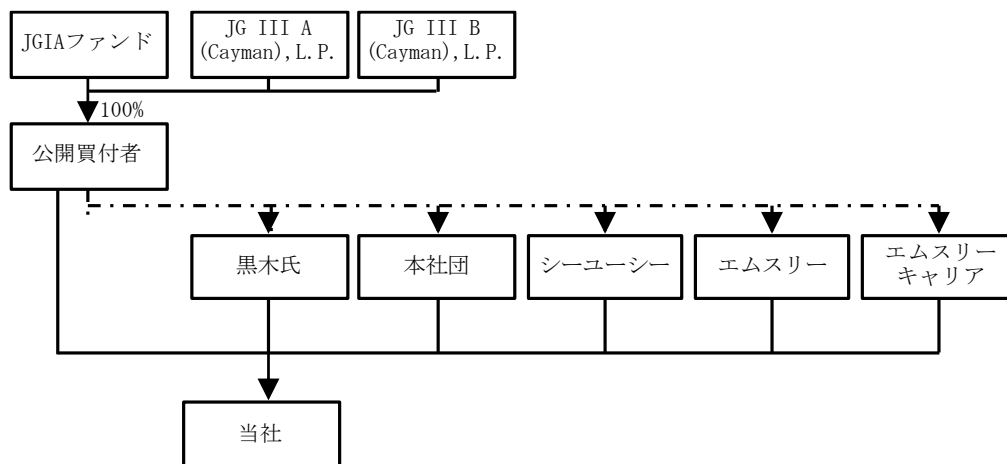
本自己株式取得においては、本株式交換後の本不応募株主の保有する当社株式の議決権を調整するべく、エムスリーグループの公開買付者における議決権割合が26.93%となるよう算出される数の本株式分割後の当社株式を取得する予定とのことです。



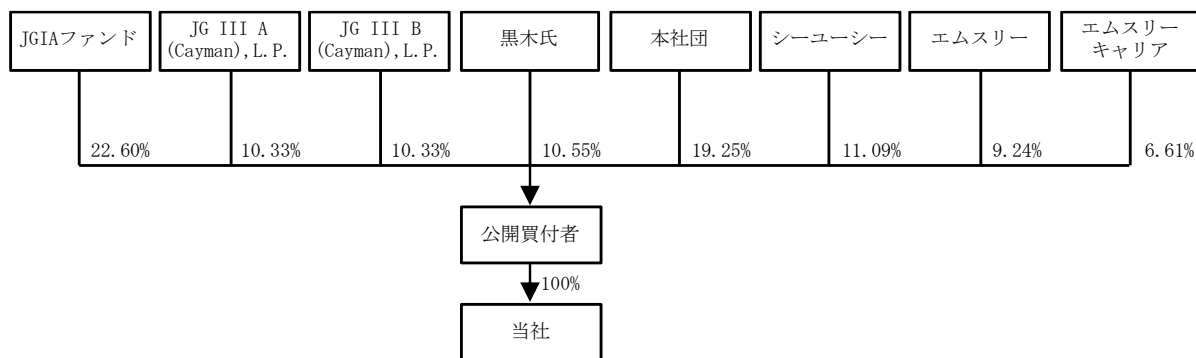
⑦ 本株式交換の実施（2027年4月上旬（予定））

本自己株式取得の完了後、本株式交換を実施し、公開買付者が本不応募株主に対して、本株式交換の対価として公開買付者の株式を交付することで、公開買付者の株主を、JGIA ファンド、JG III A (Cayman), L.P.、JG III B (Cayman), L.P. 及び本不応募株主とする予定とのことです。なお、本株式交換の完了後における公開買付者の議決権割合は、JGIA ファンドが22.60%、JG III A (Cayman), L.P. が10.33%、JG III B (Cayman), L.P. が10.33%、黒木氏が10.55%、本社団が19.25%、エムスリーグループが26.93%となることを想定しているとのことです。

<本株式交換前>



<本株式交換後>



公開買付者は、本公開買付けが成立した場合①JGIA ファンドから本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに2,229,451,320円を限度として出資を受けること、②JG III GP A Limitedがジェネラル・パートナーであるJG III A (Cayman), L.P.から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに1,018,969,640円を限度として出資を受けること、③JG III GP B Limitedがジェネラル・パートナーであるJG III B (Cayman), L.P.から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに1,018,969,640円を限度として出資を受けること、並びに、株式会社福岡銀行（以下「福岡銀行」といいます。）及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までにそれぞれ4,933,500,000円及び4,933,500,000円を上限として融資（以下「本銀行融資」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定とのことです。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、福岡銀行及びみずほ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式が担保に供されるほか、本スクイーズアウト手続を通じて当社の株主が公開買付者及び本不応募株主のみとなった後は、当社の一定の資産等が担保に供されることが予定されているとのことです。

当社の意思決定の詳細については、下記「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、当社が2026年9月25日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ」（以下「当社自社株公開買付け予定プレスリリース」といいます。）のとおり、当社は、同日開催の当社取締役会において、本公開買付けの成立等を条件として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法を公開買付けとする予定であることを決議いたしました。

本自社株公開買付けは、本自社株公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本自社株公開買付け価格」といいます。）を1,718円とし、本公開買付けの決済の開始日（2026年11月17日）の翌営業日である2026年11月18日から2026年12月16日までの20営業日を買付け等の期間とし、本自社株公開買付けに応募された株券等（以下「本自社株応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数711,621

株（所有割合：9.58%）を超えない場合は、本自社株応募株券等の全部の買付け等を行います。他方で、本自社株応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う予定です。

本自社株公開買付価格は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格である本公開買付価格に比べて392円低い価格を予定しております。これは、本自社株公開買付けにおいては、法人株主には法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、エムスリーグループにおいて、本自社株公開買付けに応募することで本公開買付けに応募した当社の一般株主に比してより多くの利益を享受しないように、エムスリーグループが本自社株公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り額が、仮にエムスリーグループが本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額を上回らない金額となるように設定しております。なお、公開買付者としては、当社株式を非公開化することを目的として本公開買付けを実施することから、当社の株主の皆様には本自社株公開買付けではなく本公開買付けに応募していただくことを想定しているとのことです。

なお、当社は、本公開買付けではなく本自社株公開買付けに応募の申込みを希望する当社の株主が存在する可能性に配慮し、本自社株公開買付けにおける買付予定数を本自社株公開買付応募株式646,928株（所有割合8.71%）を上回る711,621株（所有割合9.58%、買付予定総額1,222,564,878円）と設定することを予定しておりますが、当社は、本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日時点における当社の発行済株式総数から公開買付者が所有する当社株式の数及び当社が所有する自己株式の数を控除した株式数が本自社株公開買付けにおける買付予定数（711,621株）を下回る場合には、市場に流通している株式数と同数にするため、本公開買付けの決済の開始日時点における当社の発行済株式総数から公開買付者が所有する当社株式の数及び当社が所有する自己株式の数を控除した株式数を本自社株公開買付けにおける買付予定数とする予定です。なお、本自社株公開買付けにおける買付予定数（711,621株）の買付け等を行う場合であっても、当該買付予定総額1,222,564,878円は当社の分配可能額の範囲内であることから本自社株公開買付けの決済が行えなくなる事態は生じません。当社は、本自社株公開買付けに係る決済等に要する資金を、公開買付者からの借入れ又は当社の発行する社債を公開買付者が引き受けることにより賄うことを予定しております。

本自社株公開買付けの詳細については、当社自社株公開買付け予定プレスリリースをご参照ください。

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

（i）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、2007年11月にHyuga Pharmacy株式会社として設立されました。2008年1月には福岡県太宰府市に「きらり薬局太宰府店」を開局するなど、個人宅及び施設に向けた在宅訪問薬局サービスを開始しました。2010年9月にはケアプラン事業へ進出し、以後、福岡県を中心に首都圏へと事業展開を拡大し、2018年6月には福岡市国家戦略特別区域法を活用した、全国初となる保険診療内のオンライン服薬指導を実施しました。2019年2月には、在宅訪問薬局運営ノウハウの提供等のサービスを展開するきらりプライム事業を開始しました。2020年10月に商号を現社名であるHYUGA PRIMARY CARE株式会社へ変更し、2021年12月に東京証券取引所マザーズ市場に上場した後、2022年4月の東京証券取引所の市場区分見直しにより東京証券取引所グロース市場へ移行し、現在に至っております。また、2023年1月には定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを行う住宅型有料老人ホーム「プライマリケアホームひゅうが春日ちくし台」を開所し、プライマリケアホーム事業を開始しました。

本日現在、当社のグループは、当社及び連結子会社1社（以下、当社及びその連結子会社を総称して「当社グループ」といいます。）（注1）により構成されており、在宅訪問薬局事業、きらりプライム事業及びプライマリケアホーム事業を主な事業として取り組んでおります。

（注1）「連結子会社1社」とは、PADDY FIELD株式会社のことをいいます。

当社グループは、「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で『安心』して療養できる社会インフラを創る」を経営理念としており、在宅患者の身近に基本的な医療・介護・住まいの相談に乗ってくれる窓口となり、要介護状態となっても水道、電気のような社会インフラと同様にいつでも生活の助けとなるプライマリケアを目指しております。このような考えのもと、①在宅患者へお薬をお届け又は外来患者へお薬をお渡しする在宅訪問薬局事業や、②在宅患者をサポートしようとする中小薬局事業者への支援としてきらりプライム事業を展開し、さらに、③要介護度が高く、医療依存度が高い在宅患

者に対応できる住宅型有料老人ホームを運営するプライマリケアホーム事業を加えた3事業を柱として、増加する在宅患者に対応してまいりました。当社グループの事業内容は以下のとおりです。

(ア) 在宅訪問薬局事業：在宅医療実施医療機関及び門前医療機関の発行する処方箋に基づき患者に医薬品の調剤を行っております。

(イ) きらりプライム事業：中小薬局事業者に対して在宅訪問薬局運営ノウハウの提供(定期セミナーの開催)、自社開発の在宅訪問支援情報システムの貸与、高齢者施設開設支援コンサルティング、人材・営業(個人患者、介護施設の開拓)の支援及び実地による教育を行っております。

(ウ) プライマリケアホーム事業：定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを行う住宅型有料老人ホームを福岡県、熊本県に開設し運営しております。

当社グループは上記のとおり、在宅患者数の増加に伴う中長期的な市場の拡大や慢性的な人材不足等の社会課題に対する新たなビジネスチャンスが見込まれる、本格的な在宅医療・介護時代の到来の中で、より多くの在宅患者のケアを目指して事業に取り組んでまいりました。かかる目標を実現するために、当社グループと契約している在宅患者数及びきらりプライム加盟法人数の増加数、プライマリケアホーム事業の施設稼働率、年間施設開設数等を重要な指標として定め、経営課題の解決に向けて施策に取り組んでまいりました。他方、薬価改定や人件費の高騰等の外部環境の影響や、低水準で株価が推移しており、短期的な利益水準の低下やキャッシュフローの悪化及びそれに伴う株価の更なる下落を回避するために大規模な成長投資が制約されているという当社グループの事情から、中長期的な企業価値向上のために必要な施策の実行ができない状況にあります。特に、在宅訪問薬局事業においては、市場の拡大に伴う事業拡大の機会があるものの、短期的な利益水準の低下やキャッシュフローの悪化及びそれに伴う株価の更なる下落を回避するために、出店コストや人材獲得コストに十分な資金を投資できず、短期的な事業収益も追求する必要がある、積極的な拡大に一定の制限があるものと認識しております。また、当社グループはプライマリケアホーム事業等の新規事業の拡大も推進しているものの、こうした新規事業の拡大に係る投資についても、既存事業とのバランスを鑑みながら実施していくことが特に求められるため、同様に積極的な拡大に制限があるものと認識しております。

公開買付者によれば、黒木氏は、在宅訪問薬局事業をはじめとする地域包括ケアの社会への普及を最優先の経営課題と位置付けているところ、上場を維持したまま上記のような各経営施策を実行することは、当社グループの中長期的な企業価値向上が期待できるものの、短期的には費用が先行して利益成長の鈍化を招くことで、短期的な業績に注目する投資家を含む資本市場の評価と必ずしも合致しないおそれがあると考えているとのことです。また、黒木氏としては、当社は、2021年12月の東京証券取引所マザーズ市場への上場以来、知名度の向上による優れた人材の確保や、社会的な信用力の向上を通して上場会社としてメリットを享受してきたと認識しているものの、こうした知名度や社会的な信用力の向上については株式の上場以外の方法によっても実現可能であること、現在の当社グループの財務状況から、当面は借入れによる資金調達によって必要資金を賄い、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は見込んでいないことを踏まえると、今後も継続して当社株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあると考えているとのことです。また、黒木氏は、当社グループの更なる事業成長及び企業価値向上を実現するためには、当社グループが単独で経営努力を継続することに加え、外部の経営資源も活用することが有益であると考えていた中で、当社株式の非公開化の可能性について2025年2月中旬から検討を開始していたとのことです。その中で、黒木氏は、2025年2月中旬から同年10月中旬にかけて、JGIAとは別のプライベート・エクイティ・ファンド（以下「先行提案者」といいます。）が持つ企業価値向上のノウハウやシナジー等が、当社グループの更なる企業成長を促進できると考え、先行提案者と成長戦略及び資本政策についての意見交換を行っていたとのことです。その中で、黒木氏は、2025年3月6日に当社に対して、当社グループの更なる事業成長及び企業価値向上の実現に向けて、選択肢として非公開化を検討している旨を連絡いたしました。そして、2025年10月14日、先行提案者は当社に対して、当社株式及び本新株予約権の全てを取得し、当社株式を非公開化するための取引に関する法的拘束力のない意向表明書（先行提案者からの当該提案を、以下「本先行提案」といいます。）を提出し、当社株式の非公開化に関する検討を行っていたとのことです。その後、先行提案者の事情により検討の進捗に遅れが生じたことから、先行提案者は、2026年3月10日に当社に対し、本先行提案の検討を延期することを予定している旨の連絡を行ったとのことです。他方、これに先立つ2025年末頃から、黒木氏はJGIAから連絡を受け、当社株式の非公開化及びその後の事業成長に向けたサポートに関する意見交換を継続的に行っていたとのことです。黒木氏は、先行提案者から上記の延期に関する連絡を受け、改めて当社グループの中長期的な更なる企業成長を実現するためのパートナー選定を検討するにあたり、JGIAを含む複数社の投資ファンドとの間で意見交換を行い、当社グループとの間で見込まれるシナジーや、本取引において想定される買付価格の水準及び必要資金の調達可能性、経営に対する関与

方針等を踏まえ、JGIA が当社グループにとって経営資源の提供者として最適であると判断し、2026 年 6 月下旬、JGIA に対し当社グループの企業価値向上の実現に向けた本格検討の要請を行い、JGIA と当社株式の非公開化に関する具体的な検討を開始したとのことです。そして 2026 年 7 月 10 日、黒木氏は当社に対して、JGIA を共同投資家として選定した旨の連絡をしたとのことです。

一方で、JGIA は、設立以来、ヘルスケアセクターを注力領域の一つとして投資活動を行っており、特に介護施設運営企業への投資経験から、投資先企業の事業支援を通じた地域包括ケアの実現への貢献に高い関心を持ち、関連する投資機会を探索していたとのことです。かかる中で、JGIA は 2025 年末頃から黒木氏に連絡をし、継続的に意見交換を重ねていく中で、当社グループについて以下のとおり認識するに至ったとのことです。在宅訪問薬局事業については、全国の在宅患者数が増加し、薬局による居宅療養管理指導費算定件数も拡大する中で、調剤報酬制度も地域包括ケアの観点から在宅調剤に重点的に加算が行われる仕組みへとシフトしているなど、今後も拡大が見込まれる市場であると認識しているとのことです。中でも、当社グループは、在宅調剤に特化した店舗立地、介護施設への配送を前提とした店舗レイアウト、24 時間 365 日営業、無菌製剤等の高度在宅調剤に対応可能な設備等、他社が短期間で追従することが困難な強みを有しているものと考えているとのことです。さらにプライム事業については、国内において在宅調剤にフォーカスした事業コンサルティング及び営業支援サービスを当社グループと同等の事業規模で営む企業は他にないと考えており、旺盛な在宅調剤需要を取り込むことのできる特徴的なビジネスモデルであると考えているとのことです。プライマリケアホーム事業については、介護保険利用対象者である国内の 75 歳以上の人口が増加の一途を辿り、今後も同傾向が継続する見込みである中、JGIA は、当社グループが主に施設を展開する福岡県は高齢化の進展が緩やかであると考えているため、急速な介護人材・施設の供給不足や過剰供給による競争激化に伴う入居率低下に陥ることなく、当面の間は介護施設の入居者に係る需給バランスは良好な状態が継続すると考えているとのことです。また、当社グループが展開する「プライマリケアホームひゅうが」は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを導入することにより、医療依存度・介護依存度がともに高い在宅患者の入居を可能とする独自のビジネスモデルを有していることから、高水準の稼働率を維持できているものと考えているとのことです。介護依存度が高い入居者に対しても生活の充実を目指した取り組みを強化する等、入居者満足度を高めることにも努められているものと考えているとのことです。以上を踏まえ、JGIA は当社グループを、在宅訪問薬局事業、きらりプライム事業及びプライマリケアホーム事業それぞれに強みを持ち、各事業を一体として展開することにより本邦地域医療における地域包括ケアシステム構築のモデルケースとなり得るプレイヤーと認識し、今後の成長余地を高く評価するに至ったとのことです。そして、JGIA の有する人材ネットワークを活用し、組織体制の構築、営業力強化、DX 推進・AI 活用、M&A 推進等の施策を行っていくことにより、当社グループが本邦における地域包括ケアの発達に貢献しながら、発展を遂げていくための支援ができると考えているとのことです。JGIA は、具体的には以下のような価値提供が可能であると考えているとのことです。

① 成長を支える組織体制の構築：

公開買付者によれば、JGIA は投資先企業の人材補強に特化した専門チームを内製化しており、アライアンスパートナーからの経営支援人材の派遣や、JGIA の人材ネットワークを活用した外部採用による人材の増強を通じて、当社グループの中長期的な成長を支える強固な次世代経営体制の構築を支援していく方針とのことです。

② 営業力強化による顧客獲得強化：

公開買付者によれば、営業人材の増員や営業スキルの底上げを図るための育成プログラムの設計・改善、営業指標の可視化による PDCA サイクルの構築等を通じた、在宅訪問薬局事業における新規在宅患者の獲得、きらりプライム事業における新規加盟店獲得及び加盟店における新規在宅患者獲得、プライマリケアホーム事業における新規入居者獲得を図っていく方針とのことです。

③ DX 推進・AI 活用：

公開買付者によれば、社内システムの統合及び整備や、きらりプライム事業における新たなシステム商材の開発、DX による現場オペレーション及びコーポレート業務の効率化のサポートを行っていく方針とのことです。

④ M&A 推進：

公開買付者によれば、JGIA は主に、国内の地方中堅中小薬局チェーン、介護施設運営企業の追加買収を推進することで、在宅訪問薬局事業とプライマリケアホーム事業における事業規模の加速度的拡大を図っていく方針とのことです。JGIA は、豊富な M&A のソーシングネットワークとこれまで蓄積してきた M&A に関するノウハウ・経験を活用しながら、当社グループの M&A 戦略の構築や実行組織の構築、個別

案件のソーシング～執行～PMI（注2）までの一連のプロセスを一気通貫でサポートすることを想定しているとのことです。

（注2）「PMI」とは、Post Merger Integration の略称であり、M&A 成立後の統合プロセスをいいます。

公開買付者によれば、JGIA は、当社グループが、成長する市場の中で、同業他社対比で抜きんてた事業成長を達成するためには、上記の大胆な成長施策を短期間で推進する必要があると考えているとのことです。しかしながら、当該施策を実行することは短期的な株価・業績動向に必ずしもポジティブな影響を与えるとは限らず、上場を維持したままでは徹底した施策の実行を行い難く、十分な効果が期待できない可能性があると考えているとのことです。

そこで上記に記載のとおり、JGIA は、2025 年末頃から黒木氏との間で、当社株式の非公開化及びその後の事業成長に向けたサポートに関して、継続的に意見交換を重ねてきたとのことです。かかる意見交換の中で、黒木氏はエムスリーグループについては当社の上場以来、安定した大株主としての立場を維持しているところ、本取引後も引き続きその医療・ヘルスケア事業における知見を活かしつつ間接的な株主として支えることを目的として、また、本集団については本取引後も引き続き創業者である黒木氏が当社の中長期的な成長を主導することを目的として、引き続き経営に関与していく形でのマネジメント・バイアウト（MBO）が、当社株式を非公開化する場合に最善の方法であるとの考えを JGIA に対して伝達し、その考えは JGIA とも一致していたとのことです。

その後、JGIA は、2026 年 6 月下旬に当社株式の非公開化に関する本格検討の要請を黒木氏から受け、当社株式の非公開化に関する具体的な検討を開始し、2026 年 7 月 10 日に、黒木氏から JGIA を共同投資家として選定した旨の連絡を受けた後、2026 年 7 月 14 日、当社に対し、JGIA がマネジメント・バイアウト（MBO）の手法による本取引を申し入れた背景や目的、本取引に係るスキーム等を記載した法的拘束力を有しない意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出したとのことです。当社は、JGIA が持つ企業価値向上のノウハウや実行力、人材ネットワーク、資金、JGIA の既存の投資先を通じた潜在的シナジー等が、当社の更なる企業成長を促進できると考え、本先行提案よりも当社の企業価値向上に資すると判断したこと、及び、本先行提案は既に検討を延期していた状況にあり、加えて大株主である黒木氏が JGIA を共同投資家として選定した以上、本先行提案については実現可能性がないことが明らかであったことから、同日、本先行提案の検討の終了を先行提案者に通知いたしました。その後、当社は、2026 年 7 月 14 日開催の取締役会に基づき、本先行提案を検討するために既に設置されていた本特別委員会（下記「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に定義します。委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。以下同じです。）が公開買付者、JGIA ファンド、JG III A (Cayman), L.P.、JG III B (Cayman), L.P.、JGIA（以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。）、本不応募株主である黒木氏ら及びエムスリーグループ並びに本取引の成否のいずれからも独立性が認められることを確認した上で、本特別委員会に対して、本公開買付けを含む本取引との関係で本諮問事項（下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に定義します。）を諮問し、JGIA は、2026 年 7 月 23 日、本特別委員会が本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けたとのことです。

そして、JGIA は、2026 年 7 月下旬から 2026 年 8 月下旬まで、当社に対して財務、税務、法務、ビジネス、オペレーション及び不動産に関するデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）を実施し、本取引の諸条件等についてさらに具体的な検討を進めたとのことです。そして、本デュー・ディリジェンスの結果、当社グループの財務情報等及び当社の株価の動向等を総合的に勘案し、2026 年 8 月 31 日、（i）本公開買付価格を 1,800 円（価格提案書提出日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 1,298 円に対して 38.67%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,271 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して 41.62%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,159 円に対して 55.31%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,111 円に対して 62.02%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）、（ii）本新株予約権買付価格については、本公開買付価格である 1,800 円と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額（第 3 回新株予約権：1,608 円、第 4 回新株予約権：1,608 円、第 5 回新株予約権：1,383 円）に当該本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数を乗じた金額、（iii）本自社株公開買付価格については当社株式 1 株当たり 1,466 円、（iv）本自己株式取得価格については当社株式 1 株当たり 1,466 円とする旨の初回の価格提案書を提出したとのことです。これに対して、2026 年 9 月 1 日、当社及び本特別委員会から、提案価格の引上げの要請を受けたとのことです。

これを受けて、JGIA は、2026 年 9 月 2 日、当社グループの財務状況及び直近の株価推移等を踏まえて、

(i) 本公開買付価格を 1,950 円(第 2 回価格提案書提出日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 1,298 円に対して 50.23%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,280 円に対して 52.34%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,170 円に対して 66.67%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,114 円に対して 75.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)、(ii) 本新株予約権買付価格については本公開買付価格である 1,950 円と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額(第 3 回新株予約権: 1,758 円、第 4 回新株予約権: 1,758 円、第 5 回新株予約権: 1,533 円)に当該本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数を乗じた金額、(iii) 本自社株公開買付価格については当社株式 1 株当たり 1,588 円、(iv) 本自己株式取得価格については当社株式 1 株当たり 1,588 円とする旨の第 2 回価格提案書を提出したとのことです。これに対して、2026 年 9 月 3 日、当社及び本特別委員会から、提案価格の引上げの要請を受けたとのことです。

これを受けて、JGIA は、2026 年 9 月 9 日、当該第 2 回提案価格は、当社の本源的な価値を反映した妥当な価格水準であると考えているものの当社グループの財務状況及び直近の株価推移等を踏まえて、(i) 本公開買付価格を 2,050 円(第 3 回価格提案書提出日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 1,310 円に対して 56.49%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,301 円に対して 57.57%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,193 円に対して 71.84%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,124 円に対して 82.38%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)、(ii) 本新株予約権買付価格については本公開買付価格である 2,050 円と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額(第 3 回新株予約権: 1,858 円、第 4 回新株予約権: 1,858 円、第 5 回新株予約権: 1,633 円)に当該本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数を乗じた金額、(iii) 本自社株公開買付価格については当社株式 1 株当たり 1,669 円、(iv) 本自己株式取得価格については当社株式 1 株当たり 1,669 円とする旨の第 3 回価格提案書を提出したとのことです。これに対して、2026 年 9 月 10 日、当社及び本特別委員会から、当社としては、現在事業ポートフォリオの拡充も進めているところ、当該提案価格は当社において将来生じる成長ポテンシャルを織り込んだ水準とは言い難く、当社の少数株主の利益保護の観点からも十分な水準には達していないとして、提案価格の引上げの要請を受けたとのことです。

これを受けて、JGIA は、2026 年 9 月 11 日、当社グループの財務状況及び直近の株価推移等を踏まえると、当該第 3 回提案価格を大きく上回る金額の提案は困難と考えているものの、当社の一般株主の皆様様の利益を最大限配慮し、最終の検討結果として、(i) 本公開買付価格を 2,100 円(第 4 回価格提案書提出日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 1,309 円に対して 60.43%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,304 円に対して 61.04%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,202 円に対して 74.71%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,128 円に対して 86.17%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)、(ii) 本新株予約権買付価格については本公開買付価格である 2,100 円と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額(第 3 回新株予約権: 1,908 円、第 4 回新株予約権: 1,908 円、第 5 回新株予約権: 1,683 円)に当該本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数を乗じた金額、(iii) 本自社株公開買付価格については当社株式 1 株当たり 1,710 円、(iv) 本自己株式取得価格については当社株式 1 株当たり 1,710 円とする旨の第 4 回価格提案書を提出したとのことです。これに対して、2026 年 9 月 11 日、当社及び本特別委員会から、当社としては、当社のブランド価値向上による新規顧客の獲得コストの低減を通じて、中長期的な収益力の向上を見込んでいるところ、2026 年 9 月 10 日付けの回答書のとおり、当該提案価格は、当社において将来生じる成長ポテンシャルを織り込んだ水準とは言い難く、当社の少数株主の利益保護の観点からも十分な水準には達していないとして、提案価格の引上げの要請を受けたとのことです。

これを受けて、JGIA は、2026 年 9 月 14 日、当該第 4 回提案価格は、もとより JGIA における最終の検討結果であり、当社グループの財務状況等を勘案するとさらなる価格の引上げは相当に困難ではあるものの、当社の一般株主の皆様様の利益により一層配慮すべく、(i) 本公開買付価格を 2,110 円(第 5 回価格提案書提出日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 1,310 円に対して 61.07%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,304 円に対して 61.81%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,204 円に対して 75.25%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,130 円に対して 86.73%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)、(ii) 本新株予約権買付価格については本公開買付価格である 2,110 円と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額(第 3 回新株予約権: 1,918 円、第 4 回新株予約権: 1,918 円、第 5 回新株予約権: 1,693 円)に当該本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数を乗じた金額、(iii) 本自社株公開買付価格については当社株式 1 株当たり 1,718 円、(iv) 本自己株式取得価格については当社株式 1 株当たり 1,718 円とし、当該提案をもって本取引に関する最終提案とする旨の第 5 回価格提案書を提出したとのことです。これに対して、同日、当社及び本特別委員会から、提案価格の引上げの要請を受けたとのことです。

これを受けて、JGIA は、2026 年 9 月 14 日、当該第 5 回提案価格は、さらなる公開買付価格の引上げ

が困難である中、JGIA として提示可能な最大限の価格であるとして、引き続き本公開買付価格を 2,110 円とする旨、本取引は、市場株価に適切なプレミアムを加えた公正な価格により当社の一般株主の皆様は当社株式の魅力的かつ十分な売却機会を提供するものである一方で、本取引が実行されずにかかる機会が失われることは、当社の一般株主の皆様の利益にも資さないものと考えている旨の第 6 回目の価格提案を提出したとのことです。これに対して、2026 年 9 月 15 日、当社及び本特別委員会から本公開買付価格を 2,110 円とすることについて応諾する旨の回答を受領し、その後、本新株予約権価格については本公開買付価格である 2,110 円と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額（第 3 回新株予約権：1,918 円、第 4 回新株予約権：1,918 円、第 5 回新株予約権：1,693 円）に当該本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数を乗じた金額、本自社株公開買付価格については当社株式 1 株当たり 1,718 円、本自己株式取得価格については当社株式 1 株当たり 1,718 円とすることについて、いずれも応諾する旨の連絡を受領したとのことです。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2026 年 9 月 15 日、本公開買付価格を 2,110 円、本新株予約権買付価格については本公開買付価格である 2,110 円と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額（第 3 回新株予約権：1,918 円、第 4 回新株予約権：1,918 円、第 5 回新株予約権：1,693 円）に当該本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数を乗じた金額、本自社株公開買付価格については当社株式 1 株当たり 1,718 円、本自己株式取得価格については当社株式 1 株当たり 1,718 円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

(ii) 本公開買付け後の経営方針

公開買付者によれば、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、黒木氏は、本取引後も継続して当社の経営にあたることを予定しており、上記「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各経営施策を推進する予定とのことです。なお、本日現在において、公開買付者と当社のその他の取締役との間には、本取引後の役員就任や処遇について何らの合意も行っていないとのことです。本取引後の当社の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引後、当社と協議しながら決定していく予定とのことです。なお、黒木氏並びに JGIA ファンド、JG III A (Cayman), L.P. 及び JG III B (Cayman), L.P. との間で、経営委任契約（以下「本経営委任契約」といいます。）を締結することを予定しているとのことです。本経営委任契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。また、当社の従業員については、本取引後も原則として現在の雇用条件を維持することを予定しているとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、2021 年 12 月の東京証券取引所マザーズ市場への上場以後、在宅患者数の増加に伴う中長期的な市場の拡大や、慢性的な人材不足等の社会課題に対する新たなビジネスチャンスが見込まれる本格的な在宅医療・介護時代の到来の中で、より多くの在宅患者のケアを目指して事業に取り組んでまいりました。このような中で、上記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社は、2025 年 3 月 6 日に、黒木氏から、当社グループの更なる事業成長及び企業価値向上の実現に向けて、選択肢として非公開化を検討している旨の話を受けて、当社においても、将来的な非公開化の可能性を認識するに至りました。こうした中、当社は、2025 年 10 月 14 日に、先行提案者より、当社株式及び本新株予約権の全てを取得し、当社株式を非公開化するための取引に関する法的拘束力のない意向表明書を受領いたしました。本先行提案を踏まえ、当社は、本先行提案に係る取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025 年 11 月 7 日開催の取締役会において、当社の独立社外取締役である小川真二郎氏、佐伯恭子氏及び当社の独立社外監査役である南谷洋至氏の 3 名によって構成される、先行提案者及び当社並びに本先行提案に係る取引の成否のいずれからも独立した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、同日付で、先行提案者及び当社並びに本先行提案に係る取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。

上記体制の下、みずほ証券及び TMI 総合法律事務所の助言を受けながら、本先行提案の内容について検討を重ねておりましたが、当社は、2026 年 3 月 10 日に、先行提案者が本先行提案の検討を延期することを予定している旨の連絡を受けました。その後、上記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社は、

2026年7月10日に黒木氏からJGIAを共同投資家として選定した旨の連絡を受けた後、2026年7月14日にJGIAから本取引に関する意向表明書を受領しました。当社は、JGIAが持つ企業価値向上のノウハウや実行力、人材ネットワーク、資金、JGIAの既存の投資先を通じた潜在的シナジー等が、当社の更なる企業成長を促進できると考え、本先行提案よりも当社の企業価値向上に資すると判断したこと、並びに、本先行提案は既に検討を延期していた状況にあり、加えて大株主である黒木氏がJGIAを共同投資家として選定した以上、本先行提案については実現可能性がないことが明らかであったことから、2026年7月14日、本先行提案の検討の終了を先行提案者に通知いたしました。その後、2026年7月14日開催の取締役会に基づき、本特別委員会が公開買付者グループ、本不応募株主である黒木氏、本集団、シーユーシー、エムスリー、エムスリーキャリア及び本取引の成否のいずれからも独立性が認められることを確認した上で、本特別委員会に対して、本公開買付けを含む本取引との関係で本諮問事項（下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に定義します。）を諮問しました。また、本特別委員会は、2026年7月23日に、公開買付者グループ、本不応募株主である黒木氏、本集団、シーユーシー、エムスリー、エムスリーキャリア及び当社並びに本取引の成否からの独立性及び専門性に問題がないことを確認のうえ、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのみずほ証券の選任、並びにリーガル・アドバイザーとしてのTMI総合法律事務所の選任をそれぞれ承認しております。

その後、当社は、上記の体制の下、当社グループの経営環境及び事業の状況等を踏まえ、本取引の是非や本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引の諸条件の公正性について、TMI総合法律事務所及びみずほ証券からの助言を受けながら、公開買付者グループとの間で継続的に協議及び交渉を行い、慎重に検討を行ってきました。

具体的には、当社及び本特別委員会は、JGIAから、2026年8月31日に、本公開買付価格を1,800円（価格提案書提出日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値1,298円に対して38.67%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,271円に対して41.62%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,159円に対して55.31%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,111円に対して62.02%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）、本新株予約権は本公開買付価格である1,800円と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額（第3回新株予約権：1,608円、第4回新株予約権：1,608円、第5回新株予約権：1,383円）に当該本新株予約権1個の目的となる当社株式数を乗じた金額とする旨の初回の価格提案書を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、JGIAに対し、2026年9月1日に、本特別委員会及び当社のアドバイザーの助言を踏まえ、当社の株主の皆様の利益が最大化されるよう、価格の引き上げを要請いたしました。

その後、当社及び本特別委員会は、JGIAから、2026年9月2日に、本公開買付価格を1,950円（提案日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値1,298円に対して50.23%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,280円に対して52.34%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,170円に対して66.67%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,114円に対して75.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）、本新株予約権は本公開買付価格である1,950円と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額（第3回新株予約権：1,758円、第4回新株予約権：1,758円、第5回新株予約権：1,533円）に当該本新株予約権1個の目的となる当社株式数を乗じた金額とする提案書を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、JGIAに対し、2026年9月3日に、本特別委員会での検討も踏まえ、一般株主の皆様にとって不十分であるとして、価格の引き上げを要請いたしました。

上記の要請を踏まえて、当社及び本特別委員会は、JGIAから、2026年9月9日に、本公開買付価格を2,050円（提案日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値1,310円に対して56.49%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,301円に対して57.57%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,193円に対して71.84%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,124円に対して82.38%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）、本新株予約権は本公開買付価格である2,050円と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額（第3回新株予約権：1,858円、第4回新株予約権：1,858円、第5回新株予約権：1,633円）に当該本新株予約権1個の目的となる当社株式数を乗じた金額とする提案書を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、JGIAに対し、2026年9月10日に、本特別委員会での検討も踏まえ、当社は、現在事業ポートフォリオの拡充も進めている中、本公開買付価格は当社の成長ポテンシャルを織り込んだ水準とは言い難く、少数株主の利益保護の観点からも十分な水準には達していないとして、価格の引き上げを要請いたしました。

かかる要請を踏まえて、当社及び本特別委員会は、JGIAから、2026年9月11日に、本公開買付価格を2,100円（提案日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値1,309円に対して60.43%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,304円に対して61.04%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,202円に対して74.71%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値

1,128円に対して86.17%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)、本新株予約権は本公開買付価格である2,100円と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額(第3回新株予約権:1,908円、第4回新株予約権:1,908円、第5回新株予約権:1,683円)に当該本新株予約権1個の目的となる当社株式数を乗じた金額とする提案書を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、JGIAに対し、同日、本特別委員会での検討も踏まえ、当社としてブランド価値向上による新規顧客の獲得コストの低減を通じて、中長期的な収益力の向上を見込んでいるところ、依然として本公開買付価格は当社の成長ポテンシャルを織り込んだ水準とは言い難く、少数株主の利益保護の観点からも十分な水準には達していないとして、再度の価格の引き上げを要請いたしました。

その結果、当社及び本特別委員会は、JGIAから、2026年9月14日に、本公開買付価格を2,110円(提案日の前営業日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値1,310円に対して61.07%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,304円に対して61.81%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,204円に対して75.25%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,130円に対して86.73%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)、本新株予約権は本公開買付価格である2,110円と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額(第3回新株予約権:1,918円、第4回新株予約権:1,918円、第5回新株予約権:1,693円)に当該本新株予約権1個の目的となる当社株式数を乗じた金額とする提案書を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、本特別委員会での検討も踏まえ、同日、更なる価格の引き上げを要請いたしましたが、これ以上の引き上げが難しい旨の回答を受けました。係るJGIAからの回答を踏まえて、当社及び本特別委員会は当該提案に対する検討を改めて行い、翌日の2026年9月15日に、提案された価格に合意する旨をJGIAに対して回答いたしました。

以上の経緯のもとで、当社は、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年9月24日付で答申書(以下「本答申書」といいます。本答申書の概要については、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)の提出を受けました。

また、当社は、みずほ証券から2026年9月24日付で当社株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。本株式価値算定書の概要については、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。)の提供を受けました。

その上で、当社は、TMI総合法律事務所から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言及びみずほ証券から取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の点等を踏まえると、上記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i)公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の公開買付者グループが企図する施策の内容は合理的であり、本取引を通じて当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

当社は、在宅患者数の増加に伴う市場の拡大や、慢性的な人材不足等の社会課題を背景として、本格的な在宅医療・介護時代の到来を重要な事業機会と捉え、『自宅で療養できる社会インフラを創る』との理念の下、より多くの在宅患者へのサービス提供に取り組んでまいりました。そして現在は、当社が更なる成長を実現するためには、在宅医療・介護需要の拡大に対応した事業基盤の強化に加え、新規事業への継続的な投資が必要であると認識しております。しかしながら、当社株式の株価は低水準で推移しており、上場企業として短期的な業績や株式市場からの評価を意識せざるを得ない状況の下では、中長期的な成長に向けた先行投資や事業ポートフォリオの変革を推進するに当たっては、一定の制約があるものと考えております。

このような状況を踏まえ、当社は、当社の持続的な成長及び企業価値向上を実現するためには、当社を非公開化し、公開買付者グループの有する経営資源、ネットワーク、ノウハウ及び知見を活用しながら、より中長期的な視点に立った事業運営及び成長投資を推進することが有効であると考えてに至りました。また、公開買付者グループとの協働により、各種シナジー効果が期待できると考えております。

第一に、成長を支える組織基盤の強化です。公開買付者グループが有する戦略人事機能及び人材採用・育成支援機能を活用することにより、経営企画、人事、財務及びIT等の管理機能を強化し、事業成長を支える組織体制を構築できるものと考えております。

第二に、営業力及び顧客獲得力の強化です。公開買付者グループのネットワークを活用した患者及び入居者の紹介機会の拡大や、営業管理手法及びベストプラクティスの共有を通じ、当社の顧客獲得力及び市場浸透力の向上が期待できるものと考えております。

第三に、DX 及び AI 活用の推進による生産性向上です。公開買付者グループが有する知見及び外部パートナーとの連携を活用し、業務効率化、データ活用の高度化及びオペレーション改善を推進することにより、医療・介護分野における人材不足への対応及び当社グループ全体の生産性向上を実現できるものと考えております。

第四に、M&A 及び事業提携の推進です。公開買付者グループが有する案件ソーシング機能、M&A 実行ノウハウ及び PMI 支援体制を活用することで、地域包括ケアシステムを構成する事業領域との連携を強化し、M&A 及び事業提携を推進することで、非連続的な成長機会の獲得を図ることが可能になるものと考えております。

他方で、当社が上場を維持したままこれら施策を実施した場合には、資本市場からの十分な評価を得ることができず、当社の株主の皆様に対して、短期的に当社株式の市場株価の下落といった不利益を与えるおそれがあり、当社株式の上場を維持したままこれら施策を実施することは難しいと考えております。また、当社株式の非公開化により、当社株式の上場を維持するために必要な費用（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、監査費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等）を削減することができ、かつ、上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等、当社株式の上場を維持することによるその他の経営負担も軽減されるという副次的な効果もあり、これにより一層、事業成長への経営資源の集中を図ることも可能になると考えております。

なお、当社株式の非公開化を行った場合には、当社は資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼすことが考えられますが、当社の足元のキャッシュ創出力や金融機関を介した資金調達の状況を鑑みると、資金調達の観点では特段懸念のないものと認識しております。また、社会的な知名度や信用力の観点についても、既にこれまでの事業を通じて顧客や取引先から十分な信頼を得られており、上場企業であることが当社のブランド価値を下支えしている訳ではないと考えておりますので、当社株式の非公開化の影響は僅少と考えております。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値向上に資するものであると判断いたしました。

また、当社は、以下の点等を踏まえ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の諸条件は妥当性を有しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により当社株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。なお、当社は、2026 年 5 月 14 日付で「業績予想と実績値の差異に関するお知らせ」を公表の上、2026 年 2 月 13 日に公表した 2026 年 3 月期(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)の通期連結業績予想の下方修正（以下「本下方修正」といいます。）を行っております。もっとも、本下方修正は、きらりプライム事業において、2025 年 9 月に「リージョンプライム」案件として、当社が約 2 億円の契約を締結し、売上及び営業利益を計上する見込みであったものが、会計監査人からの指摘により会計上の収益認識の観点から売上を計上することができなくなったことによるものであり、本公開買付けを含む本取引を前提として行われたものではなく、また、公開買付者の意向等を汲んで行われたものでもありません。したがって、本下方修正は、本取引における本公開買付価格の妥当性を疑わせるような事情には該当しないものと判断しております。

- ① 下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による本株式価値算定書における当社株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付価格が、市場株価基準法の上限値を上回り、類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づく算定結果の中央値を上回る価格であること
- ② 本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2026 年 9 月 24 日を基準日として、東京証券取引所グロース市場（以下同じです。）における当社株式の基準日の終値 1,343 円に対して 57.11%、基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,314 円に対して 60.58%、同直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,242 円に対して 69.89%、同直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,145 円に対して 84.28%のプレミアムが加算されたものであり、当該プレミアム水準

は、近時の他のMBO事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を公表した2019年6月28日以降に公表され、2026年8月31日までに公開買付けが成立した非公開化を目的とした買付者をファイナンススポンサーとするMBO案件（但し、いわゆるディスカウント事例を除外）のうち、買付者（特別関係者を含む。）の対象会社株式持分が3分の1未満である事例計29件）におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の終値に対して42.4%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して45.9%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して46.1%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して44.3%）と比較して合理的な水準と認められること

- ③ 本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に、本新株予約権1個の目的となる株式数を乗じた金額とされているところ、上記のとおり、本公開買付価格は一定の合理性があるものと考えられるところ、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権買付価格についても同様に一定の合理性があるものと考えられること。
- ④ 下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であり、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること
- ⑤ 本公開買付価格が、上記措置が採られた上で、当社と公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること
- ⑥ 下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会より取得した本答申書においても、本公開買付価格は公正なものであると考えられる旨の意見が示されていること

以上より、当社は、2026年9月25日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

上記取締役会決議の詳細は、下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）に該当する取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在することを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）（以下「M o M」といいます。）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、M o Mの買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（i）算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者グループ、本不応募株主である黒木氏、本社團、シーユーシー、エムスリー、エムスリーキャリア及び当社並びに本取引の成否から独立したファイナンス・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の価値算定を依頼し、2026年9月24日付で、本株式価値算定書を取得いたしました。なお、みずほ証券は、公開買付者グループ、本不応募株主である黒木氏ら、エムスリーグループ及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券のグループ企業であるみずほ銀行は、シーユーシー及び当社に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しているほか、公開買付者に対して、本公開買付けの決済に要する資金に係る融資を行う予定ですが、みずほ証券によれば、法第36条及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適

用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で当社の株式価値算定を行っています。当社は、みずほ証券とみずほ銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること、みずほ証券は第三者算定機関としての独立性が確保されていること、及び、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を公開買付者グループ、本不応募株主である黒木氏ら、エムスリーグループ及び当社並びに本取引から独立した第三者算定機関として選定いたしました。なお、当社は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえると、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりません。

（ii）算定の概要

みずほ証券は、複数の算定手法の中から当社株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、当社と比較的類似する事業を営む上場企業が複数存在し、類似企業との比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、当社業績の内容や予想等を評価に反映するためにDCF法を採用して当社株式の価値算定を行いました。

上記各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準法	: 1,145 円から 1,343 円
類似企業比較法	: 307 円から 729 円
DCF法	: 621 円から 2,516 円

市場株価基準法では、2026 年 9 月 24 日を算定基準日として、東京証券取引所グロース市場における当社株式の基準日の終値（1,343 円）、同日までの直近 1 ヶ月間（2026 年 8 月 25 日から 2026 年 9 月 24 日まで）の終値単純平均値（1,314 円）、同日までの直近 3 ヶ月間（2026 年 6 月 25 日から 2026 年 9 月 24 日まで）の終値単純平均値（1,242 円）及び同日までの直近 6 ヶ月間（2026 年 3 月 25 日から 2026 年 9 月 24 日まで）の終値単純平均値（1,145 円）を基に、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,145 円から 1,343 円と算定しております。

類似企業比較法では、当社と比較的類似する事業を営むと想定される上場企業として、株式会社インホールディングス、クオールホールディングス株式会社、株式会社メディカルシステムネットワーク、株式会社メディカルー光を選定した上で、企業価値に対する EBITDA の倍率を用いて、当社株式の株式価値を計算し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 307 円から 729 円までと算定しております。

DCF法では、当社が足元の収益環境及び当社の業績等を踏まえて現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した 2027 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの 5 期分の事業計画における財務予測、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2027 年 3 月期第 2 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 621 円から 2,516 円までと算定しております。割引率は加重平均資本コストとし、5.5%～6.5%を採用しております。なお、割引率の計算にあたっては、サイズ・リスク・プレミアムは考慮しておりません。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長法及び EXIT マルチプル法を採用しております。永久成長法では永久成長率を、外部環境等を総合的に勘案の上、▲1.0%～1.0%とし、EXIT マルチプル法では企業価値に対する EBITDA の倍率を、類似企業比較法で選定した上場企業の水準を勘案の上、4.0 倍～6.0 倍とし、継続価値の範囲を 6,656 百万円から 20,526 百万円までと算定しております。

みずほ証券がDCF法による分析に用いた当社作成の事業計画に基づく財務予想の数値は以下のとおりです。当該財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないものの、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2028 年 3 月期には在宅訪問薬局事業における在宅患者数や店舗当たり患者数の増加に伴うフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加（前年比 49.1%）、2029 年 3 月期にプライマリケアホーム事業における老人ホームの新規開設に伴うフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少（前年比▲371.4%）、2030 年 3 月期は前期に発生した一過性の設備投資が発生しないことに伴うフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加（前年比 1,881 百万円の増加）を見込んでおります。

なお、当社の事業計画は、本取引の取引条件の公正性を検討することを目的として、足元の旺盛な在宅調剤の需要動向等、当社を取り巻く事業環境や収益状況等を踏まえて作成したものであり、公開買付者、JGIA 及び黒木氏はその作成過程に一切関与しておりません。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体

的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておらず、これを算定の基礎としたみずほ証券による算定にも盛り込まれておりません。なお、当該財務予測については、本特別委員会が、その内容及び作成経緯等について当社との間で質疑応答を行い、当社の一般株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しております。

(単位：百万円)

項目	2027 年 3 月期 (9 ヶ月分)	2028 年 3 月期	2029 年 3 月期	2030 年 3 月期	2031 年 3 月期
売上高	9,931	14,717	16,741	18,608	20,179
営業利益	631	1,064	1,256	1,581	1,807
E B I T D A	771	1,340	1,619	1,980	2,235
フリー・キャッシュ・フロー	▲14	366	▲993	887	1,073

(注) みずほ証券は、当社株式の株式価値算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

(iii) 本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額に本新株予約権 1 個の目的となる当社株式の数に乗じた金額とされ、本公開買付価格をもとに決定されていることから、当社は、本新株予約権の買付価格について第三者算定機関からの算定書又は意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については当社取締役会の承認を要するものとされておりますが、当社は、2026 年 9 月 25 日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議しております。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者グループ、本不応募株主である黒木氏ら、エムスリーグループ及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、TMI 総合法律事務所は、公開買付者グループ、本不応募株主である黒木氏ら、エムスリーグループ及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していません。また、TMI 総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていません。また、本特別委員会は、TMI 総合法律事務所の専門性・独立性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして承認しております。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 特別委員会の設置の経緯

当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社取締役会において本先行提案に係る取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025 年 11 月 7 日付の取締役会決議に基づき、先行提案者及び当社並びに本先行提案に係る取引の成否のいずれからも独立した、当社の独立社外取締役である小川真二郎氏、佐伯恭子氏及び当社の独立社外監査役である南谷洋至氏の 3 名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により、小川真二郎氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員の報酬については、固定額となっており、成功報酬は採用していません。加えて、当社は、

本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。

そして、当社は、本特別委員会に対して、(i)本先行提案に係る取引の是非(本先行提案に係る取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項、(ii)本先行提案に係る取引の取引条件の公正性(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。)に関する事項、(iii)本先行提案に係る取引の手続の公正性(取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。)に関する事項、(iv)上記(i)乃至(iii)及びその他の事項を踏まえ、当社取締役会が本先行提案に係る取引の実施(本先行提案に係る公開買付けに関する意見表明を含む。)を決定することが一般株主に不利益か否か(総称して、以下「先行提案諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。

その後、当社は、2026年7月14日開催の当社取締役会に基づき、本特別委員会が公開買付者グループ、本不応募株主である黒木氏、本社團、シーユーシー、エムスリー、エムスリーキャリア及び本取引の成否のいずれからも独立性が認められることを確認した上で、本特別委員会に対して、先行提案諮問事項を変更し、(ア)本取引の是非(本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項、(イ)本取引の取引条件の公正性(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。)に関する事項、(ウ)本取引の手続の公正性(取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。)に関する事項、(エ)上記(ア)乃至(ウ)その他の事項を前提に、本取引(本公開買付けに係る当社の意見表明を含む。)が当社の一般株主にとって公正であるか否か(総称して、以下「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書を当社に提出することを委嘱いたしました。

また、当社は、各取締役会決議に基づき、本取引及び本先行提案に係る取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引及び本先行提案に係る取引の条件等について妥当でないと判断した場合には、本取引及び本先行提案に係る取引を実行する旨の意思決定(本公開買付け及び本先行提案に係る公開買付けに対する当社の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含みます。)を行わないこと、及び買収候補者との間で本取引及び本先行提案に係る取引の取引条件等に関する協議・交渉を行う権限を本特別委員会に付与することを併せて決議しております。

加えて、当社は、上記各取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a)当社の費用負担の下、本取引及び本先行提案に係る調査を行うことができる権限、(b)特別委員会自ら買収候補者との間で本取引の取引条件等に関する協議・交渉を行う権限、(c)議事運営上の便宜の観点から、特別委員会に当社の役員若しくは従業員又は本取引及び本先行提案に係る当社のアドバイザーが陪席する場合であっても、本特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができる権限、(d)本特別委員会が必要と認めるときは、当社の費用負担の下、特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる権限、並びに、本取引及び本先行提案に係る当社のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができる権限をそれぞれ付与しております。

(ii) 特別委員会における検討の経緯

本特別委員会は、2026年7月23日より2026年9月24日までの間に合計11回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。具体的には、本特別委員会は、まず、2026年7月23日、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、当社のリーガル・アドバイザー、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認いたしました。

本特別委員会は、TMI総合法律事務所から、特別委員会の設置が求められる背景、特別委員会の役割等についての説明を受け、本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意事項等についての法的助言を踏まえ、本取引における手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。また、本特別委員会は、公開買付者グループ及び当社より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行うとともに、公開買付者グループに対して本取引の背景・目的、公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策及びその他本取引の諸条件等を含む質問事項を送付し、回答を受けました。その後、本特別委員会は、公開買付者グループより、当該質問事項を踏まえた本取引の内容、背景、意義・目的、本取引後に検討している施策の内容について、説明を受けております。その上で、当社に対して本取引の背景・目的、本取引を行うことを必要と考える理由、本取引実施後の経営体制及び実施予定の施策等の当社としての認識についてインタビューを実施いたしました。また、本特別委員会は、事業計画について、公開買付者グループから独立した者によって作成されていることを確認するとともに、当社から重要な前提条件について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認し、承認しております。本特別委員会は、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社が、2026年8月31日に、JGIAから本公開買付価

格を 1,800 円、本新株予約権買付価格を本公開買付価格である 1,800 円と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額（第 3 回新株予約権：1,608 円、第 4 回新株予約権：1,608 円、第 5 回新株予約権：1,383 円）に当該新株予約権 1 個の目的となる当社株式数を乗じた金額とする提案を受領して以降、当社の第三者算定機関であるみずほ証券による当社株式の価値算定の結果や公開買付者グループとの交渉方針等を含めた助言、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から受けた財務的見地からの助言、また、当社のリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所からの特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容についての助言を踏まえ、公開買付者グループの影響を排除した公正な手続によって本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の検討を重ね、みずほ証券を通じて、取引条件に関する公開買付者グループとの交渉過程に実質的に関与してまいりました。

（iii）特別委員会における判断内容

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議・検討した結果、2026 年 9 月 24 日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出いたしました。答申の理由を含む本答申書の詳細については、別添 1 をご参照ください。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、TMI 総合法律事務所から得た法的助言、みずほ証券から得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書、本特別委員会が公開買付者グループとの間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容並びにその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、上記「（2）意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2026 年 9 月 25 日開催の当社取締役会において、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役 5 名のうち、黒木氏は本株式交換を通じて公開買付者の株式を所有することが予定されていることから、利益相反のおそれを回避し、本取引の公正性を担保するため、本取引に関する上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して、公開買付者グループとの協議及び交渉に一切参加しておりません。また、上記の取締役会には、当社の監査役 3 名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者グループから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社の取締役のうち、黒木氏は本株式交換を通じて公開買付者の株式を所有することが予定されていることから、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者グループとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。当該検討体制は、全て公開買付者グループから独立性の認められる役職員のみ（当社取締役については大西智明氏、城尾浩平氏、小川真二郎氏及び佐伯恭子氏）で構成することとし、本先行提案に係る検討の開始時から 2026 年 9 月 25 日現在に至るまでかかる取扱いを継続しております。また、当社の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）は TMI 総合法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

下記「（6）本公開買付けに係る重要な合意」の「④ 本公開買付合意書」に記載のとおり、当社が公開買付者と 2026 年 9 月 25 日付で締結した本公開買付合意書において、当社は、公開買付者以外の者から、本取引若しくは本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にする若しくはそれらのおそれのある取引（第三者との間の合併、株式交換、会社分割等の組織再編行為を含みます。）に関する(i)合意、提案、勧誘、又は(ii)協議、交渉若しくは情報提供を行ってはならない旨の取引保護条項が存在いたします。

もっとも、本公開買付合意書においては、当社が本公開買付価格を上回る金額による取得対価（金銭に限

る。)により当社株式の全部を取得することを内容とする公開買付けに該当する可能性がある」と合理的かつ客観的に認められる第三者からの打診又は提案があった場合であって、当社が本公開買付けに賛同し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することが、当社の取締役の善管注意義務違反を構成する可能性がある」と当社の取締役会が合理的に判断したとき、当該第三者との間では上記(i)及び(ii)の適用はないとされています。そのため、当社及び当社の株主の皆様にとってより望ましい提案を行おうとする第三者が当社に打診・提案を行い、当社と協議・交渉等を行うこと、その結果として上記の公開買付けを実際に行うことも十分に可能であるといえます。したがって、本公開買付合意書は、第三者が対抗提案を行う機会を不当に阻害するものではないと考えております。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式及び本新株予約権について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

なお、市場における潜在的な買収者の有無を調査する、いわゆる積極的なマーケット・チェック（本取引の公表前における入札手続等を含みます。）については、情報管理の観点等からその実施は容易ではない上、本公開買付けを含む本取引では充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた当社の株主の利益及び本新株予約権者への十分な配慮がなされていると評価できることから、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって、本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではない旨の判断をしております。

なお、公開買付者としては、本公開買付けにおいては、その公正性を担保するための上記①乃至⑤の措置を通じて、当社株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

（４）本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により当社の株主を公開買付者及び本不応募株主のみとすることを目的とした本株式併合を行うことを企図しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（但し、本自社株公開買付けの決済の開始までの日）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催時期は、現時点では、2027 年 1 月上旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

公開買付者によれば、本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなるとのことです。本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、当社の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになるとのことです。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該当社の株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して、任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。

公開買付者によれば、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者及び本不応募株主が当社株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）の所有する当社株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定とのことです。当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。

公開買付者によれば、本貸株取引については、本株式併合の効力発生日の前日において、本株式併合によって本不応募株主において端数株式が生じる事態を回避するとともに、本株式併合後に公開買付者及び本不応募株主以外に当社の株主が存在する可能性を可及的に低減させて本スクイズアウト手続の安定性を高めるため、本団が黒木氏に対し並びにシーユーシー及びエムスリーキャリアがエムスリーに対し、公開買付者の要請に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、その時点において保有する当社株式の全てを、無償で貸し付ける予定とのことです。

公開買付者によれば、本貸株取引が実行された場合には、本株式併合の効力発生後、黒木氏が本団に対

して並びにエムスリーがシーユーシー及びエムスリーキャリアに対して、公開買付者の要請に従い、本自社株公開買付けの決済後に本貸株取引を解消し、本貸株取引の対象である当社株式と同等の価値となる数の当社株式を返還するとのことです（以下「本貸株返還」といいます。）。当社は、本貸株返還において、黒木氏及びエムスリーが、本貸株取引において借り受けた当社株式と同等の価値の当社株式を返還できるようにするため、公開買付者の要請に従い、本貸株返還に先立ち、本株式併合における併合比率の逆数となる比率その他公開買付者が指定する内容の株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行う予定です。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を満たす場合には、当社の株主の皆様（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）は、当社に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることが請求することができる旨及び裁判所に対して、当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する当社の株主は、上記申立てを行うことができるようになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

公開買付者によれば、上記手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合であっても、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該当社の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該当社の株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定とのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、当社に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者の皆様による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しているとのことです。当社は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

（5）上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、2026年9月25日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本株式併合が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、当社株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

（6）本公開買付けに係る重要な合意

① 黒木氏ら応募・不応募契約

公開買付者は、黒木氏及び本本社との間で2026年9月25日付で黒木氏ら応募・不応募契約を締結し、黒木氏の所有する当社株式のうち864,128株（所有割合：11.63%）を本公開買付けに応募し、残りの黒木氏の所有する当社株式493,072株（所有割合：6.64%）及び本本社との所有する当社株式の900,000株（所有割合：12.12%）（以下「黒木氏ら不応募株式」といいます。）は本公開買付けに応募しない旨の契約を締結し、大要、以下の内容を合意しているとのことです。

なお、黒木氏ら応募・不応募契約以外に、公開買付者と黒木氏との間で株主間契約が締結されていますが、いずれにおいても、黒木氏ら応募・不応募契約における本公開買付け価格による応募の対価の支払を除き、黒木氏に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はないとのことです。

（ア）黒木氏らは、本契約締結日から本取引完了までの間、黒木氏ら不応募株式の全部又は一部について、別途黒木氏ら応募・不応募契約において明示的に規定される場合を除き、本公開買付け以外

の公開買付けへの応募又は第三者への譲渡、承継、担保提供その他いかなる処分も行わない。

- (イ) 黒木氏らは、本株式交換の効力発生日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、その所有する黒木氏ら不応募株式に係る議決権その他一切の権利行使について、公開買付者との合意に従って行使する。
- (ウ) 黒木氏らは、本公開買付け又は本自社株公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）を行わないものとし、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知する。
- (エ) 黒木氏らは、本取引及び本取引に付随又は関連する取引に際して合理的に必要と判断される事項について、公開買付者の要請に従い実務上合理的に可能な限り協力する。
- (オ) 黒木氏らは、公開買付者による本取引の実行のために必要な資金の調達及び本取引の遂行のために公開買付者が合理的に要請する事項について、公開買付者の要請に従い実務上合理的な範囲で対応する。
- (カ) 公開買付者及び黒木氏らは、本公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、本自社株公開買付けを実施するために必要な手続を行い、また当社をしてこれを行わせる。本自社株公開買付価格は、本公開買付価格を上回らない額となるように決定する。
- (キ) 本公開買付け及び本自社株公開買付けにより公開買付者が当社株式（但し、黒木氏ら不応募株式、シーユーシー不応募株式（下記「②シーユーシー不応募契約」（カ）に定義する。以下同じ。）、エムスリー不応募株式（下記「③エムスリー不応募契約」（キ）に定義する。以下同じ。）及び当社が所有する自己株式を除く。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者及び黒木氏らは、本公開買付け及び本自社株公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続に必要な手続を行い、また当社をして行わせる。本スクイーズアウト手続は、原則として株式併合及びこれに引き続く端数合計株式の任意売却の方法により行うものとし、当該株式併合の割合は、公開買付者がその合理的な裁量において定める。
- (ク) 公開買付者及び黒木氏らは、本スクイーズアウト手続の完了後、最終的に本株式交換後の黒木氏の公開買付者における議決権割合が 10.55%、本社の公開買付者における議決権割合が 19.25%、エムスリーグループの公開買付者における議決権割合が 26.93%となるよう、(i)本株式分割その他の手続及び(ii)本自己株式取得のために必要な手続（なお、本自己株式取得価格は、本公開買付価格を上回らない額となるよう決定する。）を行い、また対象者をして行わせる。
- (ケ) 公開買付者及び黒木氏らは、本自己株式取得の完了後、公開買付者がその合理的な裁量において指定する内容の本株式交換を実施するために必要な手続を行い、また当社をして行わせる。本株式交換の株式交換比率の算定にあたっては、黒木氏ら及びエムスリーグループが保有する当社株式の価値は、本公開買付価格を上回らない額となるよう評価する。
- (コ) 公開買付者及び黒木氏らは、黒木氏ら応募・不応募契約締結日以降、自らの表明及び保証（注1）が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知する。

（注1）黒木氏ら応募・不応募契約において、黒木氏らは、公開買付者に対して、黒木氏らに関して①設立及び存続、②黒木氏ら応募・不応募契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥当社株式の保有、⑦反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っており、また、当社グループに関して①設立及び存続、②法令等との抵触の不存在、③倒産手続等の不存在、④当社の株式等、⑤子会社及び関連会社、⑥有価証券報告書等の正確性、⑦許認可等の取得、⑧法令違反、⑨訴訟等、⑩反社会的勢力との関係の不存在、⑪情報開示について表明及び保証を行っている。公開買付者は、黒木氏らに対して、①設立及び存続、②黒木氏ら応募・不応募契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力との関係の不存在、⑦資金調達について表明及び保証を行っている。

その他、黒木氏ら応募・不応募契約においては、黒木氏ら応募・不応募契約に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められています。また、黒木氏ら応募・不応募契約においては、(a)公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、(b)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、(c)黒木氏ら応募・不応募契約が解除された場合、又は、(d)シーユーシー不応募契約、エムスリー不応募契約、本公開買付合意書又は黒木氏ら、エムスリーグループ、JGIA ファンド、JG III A (Cayman), L.P. 及び JG III B (Cayman), L.P.、公開買付者並びに当社との間で締結する株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）のいずれかが終了した場合が終了事由として規定されているとのことです。

② シーユーシー不応募契約

公開買付者は、シーユーシーとの間で2026年9月25日付でシーユーシー不応募契約を締結し、シーユーシーの所有する当社株式840,000株（所有割合：11.31%）（以下「シーユーシー公開買付不応募株式」といいます。）を本公開買付けに応募しない旨の契約を締結し、大要、以下の内容を合意しているとのことです。

- (ア) シーユーシーは、シーユーシー不応募契約において明示的に規定される場合を除き、シーユーシー不応募株式の全部又は一部について、本自社株公開買付け以外の公開買付けへの応募又は第三者への譲渡、承継、担保提供その他いかなる処分も行わない。
- (イ) シーユーシーは、本株式交換の効力発生日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、その所有するシーユーシー不応募株式に係る議決権その他一切の権利行使について、本取引の実行に必要な範囲に限り、公開買付者の合理的な選択に従い、(i) 公開買付者の指示に従って行使するか、又は(ii) 公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない。
- (ウ) シーユーシーは、本公開買付け又は本自社株公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）を行わないものとし、公開買付け以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、実務上可能な限り速やかに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知する。
- (エ) シーユーシーは、公開買付者による本取引の実行のために必要な資金の調達及び本取引の遂行のために公開買付者が合理的に要請する事項について、公開買付者の合理的な要請に従い合理的に可能な範囲で対応する。
- (オ) 公開買付者は、本公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、本自社株公開買付けを実施するために必要な手続を行い、また当社をしてこれを行わせるものとし、シーユーシーは本自社株公開買付けに合理的に可能な範囲で必要な協力をする。本自社株公開買付価格は、本公開買付価格を上回らない額となるように決定する。
- (カ) シーユーシーは、当社が本自社株公開買付けを開始した場合、シーユーシー公開買付不応募株式のうち(i) 321,579株については速やかに（遅くとも本自社株公開買付けに係る公開買付期間の初日から起算して10営業日以内に）本自社株公開買付けに応募し、かつ、その後当該当社株式の応募に係る契約を解除せず、(ii) 残りの518,421株（以下「シーユーシー不応募株式」という。）について、本自社株公開買付けに応募しない。
- (キ) 本公開買付け及び本自社株公開買付けにより公開買付者が当社株式（但し、黒木氏ら不応募株式、シーユーシー不応募株式、エムスリーら不応募株式及び当社が所有する自己株式を除く。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者及びシーユーシーは、本公開買付け及び本自社株公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続に必要な手続を行い、また当社をして行わせる。本スクイーズアウト手続は、原則として株式併合及びこれに引き続く端数合計株式の任意売却の方法により行うものとし、当該株式併合の割合は、公開買付者が黒木氏ら及びエムスリーグループと事前に協議の上、公開買付者がその合理的な裁量において定める。
- (ク) 公開買付者は、本スクイーズアウト手続の完了後2か月以内に、最終的に本株式交換後の黒木氏の公開買付者における議決権割合が10.55%、本社の公開買付者における議決権割合が19.25%、エムスリーの公開買付者における議決権割合が9.24%、エムスリーキャリアの公開買付者における議決権割合が6.61%、シーユーシーの公開買付者における議決権割合が11.09%となるよう、(i) 本株式分割その他の手続及び(ii) 本自己株式取得のために必要な手続（なお、本自己株式取得価格は、本公開買付価格を上回らない額となるよう決定する。）を行い、また当社をして行わせる。
- (ケ) 公開買付者及びシーユーシーは、本取引の実行に際して必要となる独占禁止法及び外為法上の手続（許認可等の取得及び必要な待機期間の経過を含む。）を、全て適時に完了するよう商業上合理的な努力を行うものとし、同手続の完了のために必要となる事項につき、相互に誠実に協力する。
- (コ) 公開買付者及びシーユーシーは、本自己株式取得の完了及び上記(ク)の手続の完了後、実務上合理的に可能な限り速やかに（遅くとも6か月以内に）、各本株主の公開買付者における議決権割合が上記(キ)に定める割合となるよう、公開買付者がシーユーシーと事前に協議の上、合理的な裁量において指定する内容の本株式交換を実施するために必要な手続を行い、また当社をして行わせる。本株式交換の株式交換比率の算定にあたっては、黒木氏ら及びエムスリーグループが保有する当社株式の価値は、本公開買付価格を上回らない額となるよう評価する。
- (サ) 公開買付者及びシーユーシーは、シーユーシー不応募契約締結日以降、自らの表明及び保証（注2）が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知する。

（注2）シーユーシー不応募契約において、シーユーシーは、公開買付者に対して、シーユーシ

ーに関して①設立及び存続、②シーユーシー不応募契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥当社株式の保有、⑦反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っており、また、公開買付者は、シーユーシーに対して、①設立及び存続、②シーユーシー不応募契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力との関係の不存在、⑦資金調達について表明及び保証を行っている。

その他、シーユーシー不応募契約においては、シーユーシー不応募契約に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められています。また、シーユーシー不応募契約においては、(a) 公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、(b) 本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、(c) シーユーシー不応募契約が解除された場合、又は、(d) 黒木氏ら応募・不応募契約、エムスリーら不応募契約、本公開買付合意書又は本株主間契約のいずれかが終了した場合が終了事由として規定されているとのことです。

③ エムスリーら不応募契約

公開買付者は、エムスリーらとの間で 2026 年 9 月 25 日付でエムスリーら不応募契約を締結し、エムスリーの所有する当社株式 699,600 株（所有割合：9.42%）を、エムスリーキャリアの所有する当社株式 500,400 株（所有割合：6.74%）（以下、総称して「エムスリーら公開買付不応募株式」といいます。）をそれぞれ本公開買付けに応募しない旨の契約を締結し、大要、以下の内容を合意しているとのことです。

- (ア) エムスリーらは、エムスリーら公開買付不応募株式の全部又は一部について、本自社株公開買付け以外の公開買付けへの応募又は第三者への譲渡、承継、担保提供その他いかなる処分も行わない。
- (イ) エムスリーらは、本公開買付け又は本自社株公開買付けと競合、矛盾又は抵触する第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を行わない（但し、エムスリーら不応募契約に定める義務に違反する場合を除き、本取引に応じることが、エムスリーらの取締役の善管注意義務の違反を構成する可能性がある場合は、この限りでない）。エムスリーらは、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、実務上可能な範囲で直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知する。
- (ウ) エムスリーらは、本取引及び本取引に付随又は関連する取引に際して客観的かつ合理的に必要な事項について、公開買付者の要請に従い商業上合理的な範囲で協力する。
- (エ) エムスリーらが、公開買付期間の満了日（以下「本満了日」という。）の 7 営業日前の日までに、公開買付者以外の者から、本公開買付価格を 1% 以上上回る金額に相当する取得対価（金銭に限る。）により当社株式の全部を取得することを内容とする公開買付けをする旨の真摯な提案を受けた場合又は当該公開買付けを開始する、若しくは開始する予定である旨の公表がなされた場合には、エムスリーらは、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができる。（i）公開買付者が当該申入れの日から起算して 5 営業日を経過する日又は本満了日の 3 営業日前の日のうちいずれか早い方の日までに（以下「本買付価格変更期限日」という。）、本公開買付価格を上記の提案に係る買付価格以上の金額に変更せず、かつ（ii）本取引に応じることがエムスリーらの取締役の善管注意義務に違反する蓋然性があると合理的に認められるときは、エムスリーらは、自らの義務の違反がない場合に限り、本買付価格変更期限日の翌日以降、上記（ア）及び（ウ）に定める義務を負わず、上記の提案に応じることができるものとする。
- (オ) エムスリーらは、公開買付者による本取引の実行のために必要な資金の調達及び本取引の遂行のために公開買付者が合理的に要請する事項について同意し、公開買付者の合理的な要請に従い本取引の遂行のために合理的に必要な範囲で対応する。
- (カ) 公開買付者は、本公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、本自社株公開買付けを実施するために必要な手続を行い、また当社をしてこれを行わせるものとし、エムスリーらはこれらに協力をする。本自社株公開買付価格は、本公開買付価格を上回らない額となるように決定する。
- (キ) エムスリーらは、当社が本自社株公開買付けを開始した場合、エムスリーら公開買付不応募株式のうち(i) 325,349 株については実務上可能な限り速やかに本自社株公開買付けに応募し、かつ、その後当該当社株式の応募に係る契約を解除せず、(ii) 残りの 874,651 株（以下「エムスリーら不応募株式」といいます。）について、本自社株公開買付けに応募しない。
- (ク) 本公開買付け及び本自社株公開買付けにより公開買付者が当社株式（但し、黒木氏ら不応募株式、シーユーシー不応募株式、エムスリーら不応募株式及び当社が所有する自己株式を除く。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、本公開買付け及び本自社株公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続に必要な手続を行い、また当社をして行わせ、エムスリーらはこれらに協力する。本スクイーズアウト手続は、原則として株式併合及びこれに引き続く

端数合計株式の任意売却の方法により行うものとし、当該株式併合の割合は、公開買付者がエムスリーらと事前に協議の上その合理的な裁量において定める。

- (ケ) 公開買付者は、本スクイーズアウト手続の完了後、最終的に本株式交換後の黒木氏の公開買付者における議決権割合が 10.55%、本社の公開買付者における議決権割合が 19.25%、エムスリーグループの公開買付者における議決権割合が 26.93%となるよう、(i) 本株式分割その他の手続及び(ii) 本自己株式取得のために必要な手続（なお、本自己株式取得価格は、本公開買付価格を上回らない額となるよう決定する。）を行い、また当社をして行わせ、エムスリーらはこれらに協力する。
- (コ) 公開買付者及びエムスリーらは、本取引の実行に際して必要となる独占禁止法及び外為法上の手続（許認可等の取得及び必要な待機期間の経過を含む。）を、全て適時に完了するよう商業上合理的な努力を行うものとし、同手続の完了のために必要となる事項につき、相互に商業上合理的な範囲で協力する。
- (サ) 公開買付者は、本自己株式取得の完了及び上記（コ）の手続の完了後、公開買付者とエムスリーらが協議の上その合理的な裁量において指定する内容の、本株式交換を実施するために必要な手続を行い、また当社をして行わせ、エムスリーらはこれらに協力する。本株式交換の株式交換比率の算定にあたっては、黒木氏ら及びエムスリーグループが保有する当社株式の価値は、本公開買付価格を上回らない額となるよう評価する。
- (シ) 公開買付者及びエムスリーらは、エムスリーら不応募契約締結日以降、自らの表明及び保証（注3）が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知する。

（注3）エムスリーら不応募契約において、エムスリーらは、公開買付者に対して、エムスリーらに関して①設立及び存続、②エムスリーら不応募契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥当社株式の保有、⑦反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っており、また、公開買付者は、エムスリーらに対して、①設立及び存続、②エムスリーら不応募契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力との関係の不存在、⑦資金の十分性について表明及び保証を行っている。

その他、エムスリーら不応募契約においては、エムスリーら不応募契約に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められています。また、エムスリーら不応募契約においては、(a) 公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、(b) 本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、(c) エムスリーら不応募契約が解除された場合、(d) エムスリーらが上記（エ）に定める提案に応じた場合、又は、(e) 黒木氏ら応募・不応募契約、シーユーシー不応募契約、本公開買付合意書又は本株主間契約のいずれかが終了した場合が終了事由として規定されているとのことです。

④ 本公開買付合意書

公開買付者は、当社との間で、2026年9月25日（以下「本公開買付合意書締結日」といいます。）付で本取引の実行に関する公開買付けに係る合意書（以下「本公開買付合意書」といいます。）を締結し、大要、以下の内容を合意しております。

- (ア) 公開買付者が本公開買付けを実施する。なお、公開買付者が本公開買付けの条件を変更する場合は、事前に当社の書面による承諾を必要とする。
- (イ) 当社は、本公開買付合意書締結日に、(i) 公開買付者による本公開買付けの開始の決定・公表、(ii) 本特別委員会による、本賛同意見（以下に定義する。）を行うことは妥当である旨の答申の存在、(iii) 本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等や本取引を制限又は禁止することを求める申立て、訴訟又は手続の不存在、(iv) 公開買付者の本公開買付合意書に基づく義務の重要な点における履行又は遵守、(v) 本公開買付けの開始が合理的に確実であること、及び、(vi) 公開買付者が、本満了日までに、本取引のために必要となるクリアランスを取得する合理的な見込みがあることを条件として、本公開買付けに賛同し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見（以下「本賛同意見」という。）を表明する旨の取締役会決議を行い、その旨公表する。
- (ウ) 当社は、本公開買付合意書締結日以降、本満了日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、本賛同意見に関する決議の変更又は撤回を行わない。
- (エ) 当社は、本公開買付合意書締結日以降、公開買付者以外の者から、本取引若しくは本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にする若しくはそれらのおそれのある取引（第三者との間の合併、株式交換、会社分割等の組織再編行為を含む。以下「抵触取引」という。）に関する(i) 合意、提案、勧誘、又は(ii) 協議、交渉若しくは情報提供を行わない。但

し、当社が、下記（オ）に定める公開買付けに該当する可能性があるとは合理的かつ客観的に認められる第三者からの打診又は提案があった場合であって、当社が本賛同意見を維持することが、当社の取締役の善管注意義務違反を構成する可能性があるとは当社の取締役会が合理的に判断したとき、当該第三者との間では上記（イ）及び（ロ）の適用はない。当社は、抵触取引の提案を受け、若しくはその存在を知った場合又はその他本賛同意見を維持することが困難な事情が発生若しくは判明した場合、公開買付者に通知し、対応について誠実に協議する。

- （オ）当社は、（イ）本公開買付合意書締結後、本満了日の7営業日前の日までに、当社による直接又は間接の勧誘又は提案によらず、公開買付者以外の第三者から、本公開買付価格を上回る金額による取得対価（金銭に限る。）により当社株式の全部を取得することを内容とする公開買付けに係る具体的かつ実現可能性のある真摯な提案を受けた場合又は当該公開買付けを開始する旨の公表がされた場合、当社は、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができるものとし、公開買付者及び当社は誠実に協議を行う。
- （カ）（a）当該公開買付者への申入れの日から起算して5営業日を経過する日又は本満了日の3営業日前の日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付者が本公開買付価格を上記の提案に係る買付価格以上の金額に変更することとする旨の再提案を行わない場合、又は（b）本特別委員会が本公開買付けに対して本賛同意見を行うことは妥当である旨の答申を変更又は撤回した場合であって、当社の取締役会が本賛同意見を変更若しくは撤回しないことが当社の取締役の善管注意義務に違反する蓋然性が高いとは合理的に判断したときは、当社は、上記（ウ）及び（オ）に定める義務を負わない。
- （キ）当社は、本公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、（イ）本公開買付けの成立及び決済の完了、（ロ）本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等や本取引を制限又は禁止することを求める申立て、訴訟又は手続の不存在、（ロ）公開買付者の本公開買付合意書に基づく義務の重要な点における履行又は遵守を条件として、本自社株公開買付けを開始する。
- （ク）当社及び公開買付者は、本公開買付けにより公開買付者が当社株式（但し、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除く。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合、その決済の完了後実務上可能な限り速やかに、公開買付者の合理的な要請に従い、本スクイーズアウト手続を実施する。
- （ケ）当社及び公開買付者は、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者の合理的な要請に従い、（イ）本株式分割その他の手続及び（ロ）本自己株式取得のために必要な手続（なお、本自己株式取得価格は、本公開買付価格を上回らない額となるよう決定する。）を行う。
- （コ）当社及び公開買付者は、本自己株式取得の完了及びクリアランス取得の完了後、公開買付者がその合理的な裁量において指定する内容の、本株式交換を実施する。
その他、本公開買付合意書においては、当社グループについて、①役職員の所有する当社株式及び本新株予約権の応募に係る努力義務、②役員持株会及び従業員持株会の所有する当社株式の応募に係る努力義務、③本スクイーズアウト手続完了までの間の、従前の慣行に従った通常の業務の範囲内において業務を遂行する義務、④本取引の実施について当社において必要となる法令等に基づく手続を履践する義務、⑤本取引に係るクリアランス取得及び資金調達に協力する義務、⑥公開買付者に対する情報提供義務、⑦一定の取引先からの本取引に関する承諾取得に係る努力義務、⑧重要事実等が存在しないことの確約義務及び⑨自らの義務違反があった場合における補償義務等が規定されております。また、公開買付者について、①本取引に係るクリアランス取得に係る義務及び②自らの義務違反があった場合における補償義務等が規定されております。

さらに、本公開買付合意書においては、①公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、②上記（カ）の規定に従い、当社が上記（ウ）の義務を負わないこととなった場合、③本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、④黒木氏ら応募・不応募契約、シーユーシー不応募契約及びエムスリーら不応募契約のいずれもが終了した場合が終了事由として規定されております。

⑤ 本経営委任契約

JGIA ファンド、JG III A (Cayman), L.P. 及び JG III B (Cayman), L.P. は、黒木氏との間で、本公開買付けの決済日後に、黒木氏に対し、公開買付者及び当社の代表取締役社長としての職務を委任する旨の本経営委任契約を締結することを予定しているとのことですが、現時点ではその締結時期及び具体的内容は未定とのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」及び「(5) 上場廃止等となる見込み及びその事由」をご参照ください。

9. MBO等に関する事項

(1) MBO等への該当性

黒木氏は本株式交換を通じて公開買付者の株式を所有することが予定されていることから、本取引はいわゆるMBOに該当し、本公開買付けを含む本取引には、東京証券取引所の有価証券上場規程第 441 条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用されます。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本公開買付けを含む本取引に関して、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」のとおり、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じております。

(3) 一般株主にとって公正であることに関する特別委員会の意見

当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」のとおり、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって公正なものであることに関して本特別委員会から本答申書の提出を受けております。本答申書の詳細は別添 1 をご参照ください。

10. その他

(1) 「2027 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

当社は、2026 年 8 月 12 日付で、当社決算短信を公表いたしました。当該公表内容に基づく同期の当社決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容については、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の期中レビューを受けておりません。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

2027 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結) の概要

(イ) 損益の状況 (連結)

会計期間	2027 年 3 月期第 1 四半期連結累計期間 (自 2026 年 4 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
売上高	3,287百万円
営業利益	277百万円
経常利益	263百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	176百万円

(ロ) 1 株当たりの状況 (連結)

会計期間	2027 年 3 月期第 1 四半期連結累計期間 (自 2026 年 4 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
1 株当たり四半期純利益	24.82円
1 株当たり配当額	—円

(2) 「2027 年 3 月期の期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

当社は、2026 年 9 月 25 日開催の当社取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2027 年 3 月期の配当予想を修正し、2027 年 3 月期の期末配当を行わないことを決議いたしました。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

以 上

(参考) 別添 1：本答申書

別添 2：2026 年 9 月 25 日付「HYUGA PRIMARY CARE株式会社（証券コード：7133）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

別添 1

答 申 書

HYUGA PRIMARY CARE株式会社 取締役会 御中

2026 年 9 月 24 日

HYUGA PRIMARY CARE株式会社 特別委員会

社外取締役 小 川 真二郎

社外取締役 佐 伯 恭 子

社外監査役 南 谷 洋 至

第 1 本特別委員会に対する諮問事項

株式会社 JG44（以下「**公開買付者**」という。）が検討している、株式会社東京証券取引所（以下「**東京証券取引所**」という。）グロース市場に上場されているHYUGA PRIMARY CARE株式会社（以下「**当社**」という。）の発行済普通株式（以下「**当社株式**」という。）（但し、本新株予約権（以下で定義する。）の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除く。）並びに 2018 年 2 月 16 日開催の当社株主総会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権、2020 年 3 月 23 日開催の当社株主総会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権、及び 2021 年 2 月 25 日開催の当社株主総会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（総称して、以下「**本新株予約権**」という。）に対する公開買付け（以下「**本公開買付け**」という。）及びその後の当社株式を非公開化するための一連の手続（本公開買付けと総称して、以下「**本取引**」という。）に関して、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われる取引であり、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、当社が本特別委員会に対して諮問した事項（以下「**本諮問事項**」という。）は、以下のとおりである。

- ① 本取引の是非（本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項
- ② 本取引の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対

価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。)に関する事項

- ③ 本取引の手續の公正性(取引条件の公正さを担保するための手續が十分に講じられているかを含む。)に関する事項
- ④ 上記①乃至③その他の事項を前提に、本取引(本公開買付けに係る当社の意見表明を含む。)が当社の一般株主にとって公正であるか否か

第2 本特別委員会の活動内容

本特別委員会は、本諮問事項に対する答申(以下「**本答申**」という。)を行うにあたり、以下の各行為を行い、慎重に協議及び検討を行った。

- 1 独立性及び専門性を有するアドバイザーの承認と当該アドバイザーからの助言の取得

本取引に関して公開買付者グループ¹、当社の代表取締役社長かつ筆頭株主である黒木哲史氏(以下「**黒木氏**」という。)、株式会社シーユーシー(以下「**シーユーシー**」という。)、エムスリー株式会社(以下「**エムスリー**」という。)、エムスリーキャリア株式会社(以下「**エムスリーキャリア**」といい、シーユーシー及びエムスリーと総称して、以下「**エムスリーグループ**」という。)、一般社団法人 Hyuga(以下「**本社团**」といい、黒木氏及びエムスリーグループと総称して、以下「**本不応募株主**」という。)及び当社並びに本取引の成否から独立し専門性を有する、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券株式会社(以下「**みずほ証券**」という。)並びにリーガル・アドバイザーであるTMI 総合法律事務所について、公開買付者グループ、本不応募株主である黒木氏、本社团、シーユーシー、エムスリー、エムスリーキャリア及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと等から、それぞれを当社のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認し、また、本特別委員会としても、本諮問事項の検討にあたって必要に応じて専門的な助言を受けた。

- 2 本取引に係る当社のプレスリリースのドラフト、みずほ証券作成の株式価値算定に関する資料、公開買付者から受領した資料、当社から公開買付者

¹ 日本成長投資アライアンス株式会社(以下「**JGIA**」という。)、JGIAが管理・運営するJGIA 3号投資事業有限責任組合(以下「**JGIA ファンド**」という。)、JG III A (Cayman), L.P.、JG III B (Cayman), L.P.及び公開買付者を総称している。

に送付した資料、T M I 総合法律事務所作成の公正性担保措置に関する資料、経済産業省が 2019 年 6 月 28 日に公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「**公正M&A指針**」という。）その他公表されている関連書類を含む特別委員会における検討のために合理的に必要又は相当と考えた書類等の検討

- 3 当社に対する、本取引の意義・目的、本取引が当社の事業に与える影響及びみずほ証券による株式価値算定の前提とした事業計画の内容及び公開買付者の提案内容等に関する事項についての質疑応答
- 4 公開買付者に対する、経営環境、事業内容、本取引の目的・背景・意義等、本取引のスキーム、本取引の手続の公正性、本取引の条件及び本取引後の当社の経営方針等に関する事項についての質疑応答
- 5 みずほ証券に対する当社株式の株式価値算定に関する事項についての質疑応答
- 6 T M I 総合法律事務所に対する本取引の手続の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容等に関する事項についての質疑応答
- 7 2026 年 7 月 23 日から 2026 年 9 月 24 日まで合計 11 回の特別委員会の開催並びに同委員会及び期日間における質疑応答及び意見交換
- 8 その他本答申の実施に合理的に必要又は相当と考えた書類等の検討

第 3 本特別委員会の意見

本特別委員会は、検討の結果として、特別委員全員の一致により、本諮問事項に関して以下の意見を答申する。

- ① 本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであり、その実施は是認される。
- ② 買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引条件を含め、本取引の取引条件は公正である。
- ③ 取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられており、本取引に係る手続は公正である。
- ④ 上記①乃至③を前提にすると、本取引（本公開買付けに賛同の意見を

表明し、かつ、当社の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、並びに本公開買付け後に本スクイーズアウト手続を実施することを決定することを含む。)は当社の一般株主にとって公正である。

第4 意見の理由の概要及び検討内容について

1 本取引の是非(本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項

(1) 本取引の目的等

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の内容等について、公開買付者グループ並びに当社に対してヒアリングを行った。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

【公開買付者側の認識・検討内容】

JGIAは、日本企業の中でも、人材・資金・ネットワーク等のリソースが限定的であり、本来の成長可能性を十分に発揮することができていない潜在成長力のある企業に特化した事業承継投資、事業支援投資、成長投資等を目的としたファンドを組成・運用しており、JGIAによる成長資金提供や経営支援に加えて、JGIAと資本業務提携し、投資先の企業価値向上に各社の強みを活かして貢献するパートナー企業(日本たばこ産業株式会社や株式会社博報堂等)による事業支援、投資先企業への人材派遣などを通じて投資先企業の成長を支援している。

黒木氏は、在宅訪問薬局事業をはじめとする地域包括ケアの社会への普及を最優先の経営課題と位置付けているところ、当社グループ(当社及び連結子会社1社を総称している。以下同じ。)が現在実施している施策について、上場を維持したまま各経営施策を実行することは、中長期的な企業価値向上が期待できるものの、短期的には費用が先行して利益成長の鈍化を招き、資本市場の評価と必ずしも合致しないおそれがあると考えている。また、黒木氏は、当社は、2021年12月の東京証券取引所マザーズ市場への上場以来、知名度の向上による優れた人材の確保や、社会的な信用力の向上を通して上場会社としてメリットを享受してきたと認識しているものの、こうした知名度や社会的な信用力の向上については株式の上場以外の方法によっても実現可能であること、現在の当社グループの財務状況から、当面は借入れによる資金調達によって必要資金を賄い、エクイテ

ィ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は見込んでいないことを踏まえると、今後も継続して当社株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあると考えている。出店コストや人材獲得コストに十分な資金を投資できず、積極的な事業拡大に一定の制限があるとのことであり、当社単独での経営努力に加え、外部の経営資源も活用することが有益と考えている。そのような中で、2025 年末頃から、黒木氏は JGIA から声をかけられ、当社株式の非公開化及びその後の事業成長に向けたサポートに関する意見交換を継続的に行っていた。黒木氏は、当社グループの中長期的な更なる企業成長を実現するためのパートナー選定を検討するにあたり、2025 年末頃から意見交換をしていた JGIA を含む複数社の投資ファンドとの間で意見交換を行い、当社グループとの間で見込まれるシナジーや、本取引において想定される買付価格の水準及び必要資金の調達可能性、経営に対する関与方針等を踏まえ、JGIA が当社グループにとって経営資源の提供者として最適であると判断し、2026 年 6 月、JGIA に対し当社グループの企業価値向上の実現に向けた本格検討の要請を行い、JGIA と当社株式の非公開化に関する具体的な検討を開始した。そして 2026 年 7 月 10 日、黒木氏は当社に対して、JGIA を共同投資家として選定した旨の連絡をした。

一方で、JGIA は、設立以来、ヘルスケアセクターを注力領域の一つとして投資活動を行っており、特に介護施設運営企業への投資経験から、投資先企業の事業支援を通じた地域包括ケアの実現への貢献に高い関心を持ち、関連する投資機会を探索していた。かかる中で、JGIA は 2025 年末頃から黒木氏に連絡をし、継続的に意見交換を重ねていく中で、当社グループについて以下のとおり認識するに至った。

在宅訪問薬局事業については、全国の在宅患者数が増加し、薬局による居宅療養管理指導費算定件数も拡大する中で、調剤報酬制度も地域包括ケアの観点から在宅調剤に重点的に加算が行われる仕組みへとシフトしているなど、今後も拡大が見込まれる市場であると認識している。中でも、当社グループは、在宅調剤に特化した店舗立地、介護施設への配送を前提とした店舗レイアウト、24 時間 365 日営業、無菌製剤等の高度在宅調剤に対応可能な設備等、他社が短期間で追従することが困難な強みを有しているものと考えている。きらりプライム事業については、国内において在宅調剤にフォーカスした事業コンサルティング及び営業支援サービスを当社グループと同等の事業規模で営む企業は他にないと考えており、旺盛な在宅調剤需要を取り込むことのできる特徴的なビジネスモデルであると考えている。プライマリケアホーム事業については、介護保険利用対象者である国内の 75 歳以上の人口が増加の一途を辿り、今後も同傾向が継続

する見込みである中、JGIA は、当社グループが主に施設を展開する福岡県は高齢化の進展が緩やかであり、急速な介護人材・施設の供給不足や過剰供給による競争激化に伴う入居率低下に陥ることなく、当面の間は介護施設の入居者に係る需給バランスは良好な状態が継続すると考えている。また、当社グループが展開する「プライマリケアホームひゅうが」は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを導入することにより、医療依存度・介護依存度がともに高い在宅患者の入居を可能とする独自のビジネスモデルを有していることから、高水準の稼働率を維持できているものと考えている。介護依存度が高い入居者に対しても生活の充実を目指した取り組みを強化する等、入居者満足度を高めることにも努められているものと考えている。

以上を踏まえ、JGIA は当社グループを、在宅訪問薬局事業、きらりプライム事業及びプライマリケアホーム事業それぞれに強みを持ち、各事業を一体として展開することにより本邦地域医療における地域包括ケアシステム構築のモデルケースとなり得るプレイヤーと認識し、今後の成長余地を高く評価するに至った。そして、JGIA の有する人材ネットワークを活用し、組織体制の構築、営業力強化、DX 推進・AI 活用、M&A 推進等の施策を行っていくことにより、当社グループが本邦における地域包括ケアの発達に貢献しながら、発展を遂げていくための支援ができると考えている。JGIA は、具体的には以下のような価値提供が可能であると考えている。

(ア) 成長を支える組織体制の構築

JGIA は、投資先企業の人材補強に特化した専門チームを内製化しており、アライアンスパートナーからの経営支援人材の派遣や、JGIA の人材ネットワークを活用した外部採用による人材の増強を通じて、当社グループの中長期的な成長を支える強固な組織体制の構築を支援する方針である。

(イ) 営業力強化による顧客獲得強化

営業人材の増員や営業スキルの底上げを図るための育成プログラムの設計・改善を通じて、在宅訪問薬局事業における新規在宅患者の獲得、きらりプライム事業における新規加盟店の獲得及び加盟店における新規在宅患者の獲得、プライマリケアホーム事業における新規入居者の獲得を支援する方針である。

(ウ) DX 推進・AI 活用

社内システムの統合及び整備、きらりプライム事業における新たなシステム商材の開発並びに DX による現場オペレーション及びコーポレート業務の効率化を支援する方針である。

(エ) M&A 推進

JGIA は、主に国内の地方中堅中小薬局チェーン及び介護施設運営企業の追加買収を推進することにより、在宅訪問薬局事業及びプライマリケアホーム事業における事業規模の加速度的な拡大を図る方針である。

JGIA は、豊富な M&A のソーシングネットワーク及びこれまで蓄積してきた M&A に関するノウハウ・経験を活用し、当社グループの M&A 戦略の構築、実行組織の構築、個別案件のソーシングから執行及び PMI までの一連のプロセスを一気通貫で支援することを想定している。

JGIA は、当社グループが成長する市場の中で同業他社対比で抜きん出た事業成長を達成するためには、上記の施策を短期間で推進する必要があると考えている一方、当該施策は短期的な株価・業績動向に必ずしもポジティブな影響を与えるとは限らず、上場を維持したままでは徹底した施策の実行が困難であり、十分な効果が期待できない可能性があると考えている。

【当社側の認識・検討内容】

当社は、2021 年 12 月の東京証券取引所マザーズ市場への上場以後、在宅患者数の増加に伴う中長期的な市場の拡大や、慢性的な人材不足等の社会課題に対する新たなビジネスチャンスが見込まれる本格的な在宅医療・介護時代の到来の中で、より多くの在宅患者のケアを目指して事業に取り組んできた。このような中で、当社は、2025 年 3 月 6 日に、黒木氏から、当社グループの更なる事業成長及び企業価値向上の実現に向けて、選択肢として非公開化を検討している旨の話を受けて、当社においても、将来的な非公開化の可能性を認識するに至った。当社は、以下の点等を踏まえると、公開買付者グループが企図する施策の内容は合理的であり、本取引を通じて当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するとの判断に至った。

当社は、在宅患者数の増加に伴う市場の拡大や、慢性的な人材不足等の社会課題を背景として、本格的な在宅医療・介護時代の到来を重要な事業機会と捉え、『自宅で療養できる社会インフラを創る』との理念の下、より多くの在宅患者へのサービス提供に取り組んできた。そして現在は、当社が更なる成長を実現するためには、在宅医療・介護需要の拡大に対応した事業基盤の強化に加え、新規事業への継続的な投資が必要であると認識している。しかしながら、当社株式の株価は低水準で推移しており、上場企業として短期的な業績や株式市場からの評価を意識せざるを得ない状況の下では、中長期的な成長に向けた先行投資や事業ポートフォリオの変革を推進するに当たっては、一定の制約があるものと考えている。

このような状況を踏まえ、当社は、当社の持続的な成長及び企業価値向上を実現するためには、当社を非公開化し、公開買付者グループの有する経営資源、ネットワーク、ノウハウ及び知見を活用しながら、より中長期的な視点に立った事業運営及び成長投資を推進することが有効であると考えている。また、公開買付者グループとの協働により、以下のような各種シナジー効果が期待できると考えている。

- ① 成長を支える組織基盤の強化
- ② 営業力及び顧客獲得力の強化
- ③ DX 及び AI 活用の推進による生産性向上
- ④ M&A 及び事業提携の推進

他方で、当社が上場を維持したままでこれらの施策を実施した場合には、資本市場からの十分な評価を得ることができず、当社の株主の皆様に対して、短期的に当社株式の市場株価の下落といった不利益を与えるおそれがあり、当社株式の上場を維持したままこれらの施策を実施することは難しいと考えている。また、当社株式の非公開化により、当社株式の上場を維持するために必要な費用（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、監査費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等）を削減することができ、かつ、上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等、当社株式の上場を維持することによるその他の経営負担も軽減されるという副次的な効果もあり、これにより一層、事業成長への経営資源の集中を図ることも可能になると考えている。

なお、当社株式の非公開化を行った場合には、当社は資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼすことが考えられるが、当社の足元のキャッシュ創出力や金融機関を介した資金調達の状況を鑑みると、資金調達の観点では特段懸念のないものと認識している。また、社会的な知名度や信用力の観点についても、既にこれまでの事業を通じて顧客や取引先から十分な信頼を得られており、上場企業であることが当社のブランド価値を下支えしている訳ではないと考えているため、当社株式の非公開化の影響は僅少と考えている。

(2) 本特別委員会の判断

本特別委員会は、上記の本取引後に実行する各施策及びこれらを踏まえ

た当社の企業価値の向上等について、公開買付者グループ（JGIA）に対するヒアリング及び当社に対するヒアリングを行い、その合理性について、詳細な検討を実施した。具体的には、現在の当社が置かれた経営環境の中、公開買付者グループがいかなる企業価値向上の施策案を構想し、それがどの程度具体的で実践的か、それを実行に移すために本取引を実施する必要性はあるのか、本取引の実施が当社の事業上どのようなメリットをもたらす、他方でデメリットの有無、程度はどのように想定されるか等を含めて、総合的に検証を行った。

その結果、上記(1)「本取引の目的等」に記載の当社及び公開買付者グループが想定している本公開買付けを含む本取引の意義及び目的には、不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められることから、本取引は当社の企業価値向上を目的として行われるものといえ、公開買付者グループが想定している各施策を実現する必要がある、その実現を通じて企業価値の向上を図ることができるとの当社の判断に不合理な点は認められないと判断するに至った。

一方で、当社株式の非公開化を行った場合には、①資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなる、②上場会社としての社会的な信用や知名度を前提とした従業員の採用、既存の従業員の定着及び取引先の維持・拡大等に悪影響を及ぼす可能性がある、③上場時と比較してコンプライアンス体制が弱体化する可能性がある、といったデメリットも想定し得る。しかし、①については、当社の現在の事業活動において、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれないことから、支障はなく、②については、当社の知名度は既に確立しており、当社グループが地域包括ケアに関わる事業を展開していること等も踏まえると、当社株式の非公開化による採用、既存の従業員の定着及び取引先への悪影響は限定的であると考えられる。また、③については、当社は、当社株式が上場廃止となった後も企業価値の向上に必要なガバナンス及びコンプライアンス体制を維持する想定であり、特段の支障はないと考えられることから、いずれの点においても当社の事業上の影響は限定的であると考えられる。

したがって、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると考えられる。

(3) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は当社の企業価値向上に資すると認められることから、

本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

2 本取引の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項

(1) 買収者との協議・交渉の過程

本取引の検討過程においては、黒木氏の影響を受けることなく当社の一般株主にとってより有利な取引条件を目指した交渉を行うべく、本特別委員会に交渉権限が付与された。

本特別委員会は、当該権限に基づき、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「**本公開買付価格**」という。）及び本新株予約権に係る買付け等の価格（以下「**本新株予約権買付価格**」という。）について、一般株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付者との間で複数回に亘って行っている。具体的には、本特別委員会は、書面及びみずほ証券を通じて、公開買付者との間で延べ5回に亘る価格交渉を実施した。その際、本特別委員会は、公開買付者から価格提案を受けるたびに、特別委員会において専門家の助言を受けながら協議して交渉方針を決定した。

そして、その交渉の結果として、1株当たり2,110円という本公開買付価格の決定に至るまでには、当社株式1株当たり1,800円とする公開買付者の当初の提案より、310円の価格引上げを実現している。また、これに伴い本新株予約権買付価格についても1個あたり186,000円の価格引上げを実現している。なお、下記3に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、かかる公正性担保措置が採られた上で、公開買付者との間で本特別委員会が自ら真摯な交渉を重ねた結果を踏まえて決定されたものであると認められる。

したがって、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、本特別委員会による、独立当事者間の取引と実質的に同等の、適切かつ十分な交渉の結果として決定されたものといえる。

(2) みずほ証券による株式価値算定書及びその前提とした事業計画・財務予測・前提条件等の合理性

当社が、公開買付者グループ、本不応募株主である黒木氏、本社团、シーユーシー、エムスリー、エムスリーキャリア及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立した第三者算定機関であるみずほ証券から取得し

た株式価値算定書によれば、当社株式の1株当たり株式価値は、市場株価基準法によると1,145円から1,343円、類似企業比較法によると307円から729円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）によると621円から2,516円、とされているところ、本公開買付価格（2,110円）は、市場株価基準法及び類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果の中央値を上回る価格である。

そして、本特別委員会は、みずほ証券の株式価値評価に用いられた算定方法等について、みずほ証券から、評価手法の選択、類似企業の選定方法、DCF法による算定の基礎となる事業計画（以下「**本事業計画**」という。）の作成方法・作成過程及び内容、財務予測・前提条件等の内容・合理性、継続価値の算定方法、割引率の算定根拠（追加的なリスクプレミアムを考慮していないことの確認を含む。）について詳細な説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、評価実務として不合理な点は認められなかった。なお、本事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないものの、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれている。具体的には、2028年3月期には在宅訪問薬局事業における在宅患者数や店舗当たり患者数の増加に伴うフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加（前年比49.1%）、2029年3月期にプライマリケアホーム事業における老人ホームの新規開設に伴うフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少（前年比▲371.4%）、2030年3月期は前期に発生した一過性の設備投資が発生しないことに伴うフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加（前年比1,881百万円の増加）を見込んでいるが、この点についても不合理な点は認められなかった。また、本事業計画については、当社とも質疑応答を行い、その作成過程及び事業の現状に照らして不合理な点がないかという観点から検討した結果、合理的なものと認められた。さらに、みずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

(3) 過去の市場株価・同種案件に対するプレミアム水準の合理性等の検討

本公開買付価格（2,110円）は、本取引の公表予定日の前営業日である2026年9月24日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値1,343円に対して57.11%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、市場株価に対するプレミアムの数値（%）において同様とする。）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,314円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様とする。）に対して60.58%、直近3ヶ月間

の終値の単純平均値 1,242 円に対して 69.89%、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,145 円に対して 84.28%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であって、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日から 2026 年 8 月 31 日までに公開買付けが成立した非公開化を目的とした買付者をファイナンススポンサーとするMBO案件（但し、いわゆるディスカウント事例を除外）のうち、公開買付者（特別関係者を含む）の対象者株式持分が 3 分の 1 未満である事例計 29 件におけるプレミアム水準の中央値（公表日前営業日の終値に対して 42.4%、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 45.9%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 46.1%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 44.3%）をいずれも上回るプレミアムであることを踏まえると、本公開買付価格に付されたプレミアムは合理的と評価できる。

(4) 業績予想の下方修正

当社は、2026 年 5 月 14 日付で「業績予想と実績値の差異に関するお知らせ」を公表の上、2026 年 2 月 13 日に公表した 2026 年 3 月期(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)の通期連結業績予想の下方修正（以下「**本下方修正**」という。）を行っている。もっとも、本下方修正は、きらりプライム事業において、2025 年 9 月に「リージョンプライム」案件として、当社が約 2 億円の契約を締結し、売上及び営業利益を計上する見込みであったものが、会計監査人からの指摘により会計上の収益認識の観点から売上を計上することができなくなったことによるものであり、本公開買付けを含む本取引を前提として行われたものではなく、また、公開買付者の意向等を汲んで行われたものでもないと認められる。したがって、本下方修正は、本取引における本公開買付価格の妥当性を疑わせるような事情には該当しないものといえる。

(5) 本公開買付け後の手続の合理性

ア 本自社株公開買付けの合理性

本公開買付けの成立後、本スクイズアウト手続（以下で定義する。）の実施に先立ち、当社が、本不応募株主であるエムスリーグループが所有する当社株式の一部を取得するため、自社株公開買付け（以下「**本自社株公開買付け**」という。）を実施することが予定されているところ、本自社株公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「**本自社株公開買付価格**」という。）（当社株式 1 株当たり 1,718 円）は、本公開買付価格より低く設定される予定である。本自社株公開買付価格は、法

人税法（昭和 40 年法律第 34 号、その後の改正を含む。以下同じ。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるエムスリーグループが本自社株公開買付けに応じた場合の税引後手取り額が、仮にエムスリーグループが本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額を上回らない金額となるよう設定されていることを確認しており、エムスリーグループと当社の一般株主との間で不平等は生じない。

イ 本スクイーズアウト手続の合理性

本自社株公開買付けの成立後、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。）第 180 条に規定する株式の併合（以下「**本スクイーズアウト手続**」という。）を実施することが予定されている。本スクイーズアウト手続は、当社株主を公開買付者、本不応募株主のみとするために実施されるものであり、本公開買付けに応募しなかった一般株主に対しては、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該金銭の額は、本公開買付価格に当該一般株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定である。

また、本スクイーズアウト手続においては、法令上、本取引に反対する株主に対して株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されている。

以上のとおり、本公開買付けを含む本取引においては、いわゆる強圧性の問題に対応すべく、本公開買付けに応募しなかった一般株主の利益に配慮がなされているといえ、本スクイーズアウト手続に係る条件には、一定の合理性があると考えられる。

ウ 本自己株式取得の合理性

本公開買付け及び本スクイーズアウト手続の実施後、当社が、エムスリーグループが所有する当社株式の一部を取得する（以下「**本自己株式取得**」という。）ことが予定されているところ、本自己株式取得の取得価格（株式併合前の当社株式 1 株当たり 1,718 円）は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるエムスリーグループが本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮にエムスリーグループが本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額を上回らない金額となるよう設定されることを確認しており、エムスリーグループと当社の一般株主との間で不平等は生じない。

エ 本株式交換の合理性

本自己株式取得の完了後、公開買付者を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を実施することが予定されているところ、本株式交換の株式交換比率は、公開買付価格の均一性規制（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む）第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に反しないよう、当社株式の価値は、各本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格を上回らない価格（但し、本スクイーズアウト手続の比率に応じて比例的に決定する方法その他の合理的な方法による調整を行う予定である。）で評価される予定であり、本不応募株主と当社の一般株主との間で不平等は生じない。

(6) 本新株予約権者に対して交付される対価

本公開買付価格（2,110 円）が本新株予約権の行使価格（第 3 回新株予約権につき 192 円、第 4 回新株予約権につき 192 円、第 5 回新株予約権につき 417 円）を上回っていることから、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格である 2,110 円と本新株予約権の各行使価格（第 3 回新株予約権につき 192 円、第 4 回新株予約権につき 192 円、第 5 回新株予約権につき 417 円）の差額に、当該本新株予約権の目的となる当社株式の 600 株をそれぞれ乗じた金額とし、本公開買付価格を基に本新株予約権買付価格を決定している。

(7) 対価の種類の公正性

本公開買付けにおける対価は金銭とされている。また、本スクイーズアウト手続により、本公開買付けに応募しなかった一般株主（公開買付者及び本不応募株主を除く。）に生じる 1 株未満の端数についても、最終的に金銭が交付され、その金額は、本公開買付価格に当該一般株主が所有していた当社株式の数を乗じた金額と同一となるよう算定される予定である。金銭は、価値変動リスクが低く、流動性が高いことに加え、株主にとってその価値の評価が容易であることから、一般株主に対する対価の種類として妥当であると考えられる。

これらを踏まえると、対価の種類は公正と認められる。

(8) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引条件が公正なものとなっており、本取引の取引条件は公正であると判断す

るに至った。

3 本取引の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）に関する事項

(1) 特別委員会の設置

当社は、2025年10月14日に、公開買付者とは別のプライベート・エクイティ・ファンド（以下「**先行提案者**」という。）より、当社株式及び本新株予約権の全てを取得し、当社株式を非公開化するための取引に関する法的拘束力のない意向表明書（先行提案者からの当該提案を、以下「**本先行提案**」という。）を受領した。本先行提案を踏まえ、当社は、本先行提案に係る取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年11月7日開催の当社取締役会決議に基づき、先行提案者及び当社並びに本先行提案に係る取引の成否のいずれからも独立した、委員である小川真二郎氏（当社独立社外取締役）、佐伯恭子氏（当社独立社外取締役）及び南谷洋至氏（当社独立社外監査役）の3名によって構成される本特別委員会を設置した。

その後、当社は、2026年7月14日開催の当社取締役会に基づき、本特別委員会が公開買付者グループ、本不応募株主である黒木氏、本社團、シーユーシー、エムスリー、エムスリーキャリア及び本取引の成否のいずれからも独立性が認められることを確認している。

また、当社は、本特別委員会への諮問にあたり、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定（本公開買付けに関する当社の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。）を行わないこととしている。加えて、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(a) 当社の費用負担の下、本取引に係る調査を行うことができる権限、(b) 特別委員会自ら買収候補者との間で本取引の取引条件等に関する協議・交渉を行う権限、(c) 議事運営上の便宜の観点から、特別委員会に当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーが陪席する場合であっても、特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができる権限、(d) 特別委員会は、必要と認めるときは、当社の費用負担の下、特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができ、また、特別委員会は、本取引に係る当社のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができる権限を付与している。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定額のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていない。

(2) 外部専門家の専門的助言等

当社が本取引について検討するにあたっては、公開買付者グループ、本不応募株主である黒木氏、本社団、シーユーシー、エムスリー、エムスリーキャリア及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から助言・意見等を得ながら、当社の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの取引条件の公正性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。なお、当社は上記2(2)のとおり、みずほ証券から株式価値算定書を取得している。

また、本特別委員会は、TMI総合法律事務所及びみずほ証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社のリーガル・アドバイザー並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認している。なお、TMI総合法律事務所及びみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

(3) 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

本取引の取引条件に関する協議・交渉は本特別委員会が主体となって実施したほか、当社を代表して本取引を検討する取締役には、公開買付者グループ及び黒木氏並びに本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、公開買付者グループ及び黒木氏並びに本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の取締役のうち、黒木氏は、本株式交換を通じて公開買付者の株式を所有することが予定されていることから、本取引に関する当社の取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、本取引に関して、当社の立場において、公開買付者グループとの協議及び交渉に一切参加しておらず、今後参加の予定もない。

(4) マーケット・チェック

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けにおいては、当該期間よりも長期の 30 営業日に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図している。

また、当社が公開買付者と 2026 年 9 月 25 日付で締結した公開買付合意書（以下「**本公開買付合意書**」という。）において、公開買付者以外の者から、本取引若しくは本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にする若しくはそれらのおそれのある取引（第三者との間の合併、株式交換、会社分割等の組織再編行為を含む。）に関する(i)合意、提案、勧誘、又は(ii)協議、交渉若しくは情報提供を行ってはならない旨の取引保護条項が存在する。

もつとも、本公開買付合意書においては、当社が本公開買付価格を上回る金額による取得対価（金銭に限る。）により当社株式の全部を取得することを内容とする公開買付けに該当する可能性があると合理的かつ客観的に認められる第三者からの打診又は提案があった場合であって、当社が本公開買付けに対する賛同及び応募推奨意見を維持することが、当社の取締役の善管注意義務違反を構成する可能性があるとして当社の取締役会が合理的に判断したとき、当該第三者との間では上記(i)及び(ii)の適用はないとされている。そのため、当社及び当社の株主にとってより望ましい提案を行おうとする第三者が当社に打診・提案を行い、当社と協議・交渉等を行うこと、その結果として上記の公開買付けを実際に行うことも十分に可能であるといえる。したがって、本公開買付合意書は、第三者が対抗提案を行う機会を不当に阻害するものではないと考えられる。

上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、間接的なマーケット・チェックを行い、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。

なお、市場における潜在的な買収者の有無を調査する、いわゆる積極的なマーケット・チェック（本取引の公表前における入札手続等を含む。）については、情報管理の観点等からその実施は容易ではない上、本公開買付けを含む本取引では充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価できることから、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって、本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではないと判断している。

(5) 適切な情報開示及び強圧性排除

本取引においては、本公開買付けが成立した場合に、その後に実施される予定の本スクイズアウト手続について、公開買付者が提出する公開買付届出書、当社が公表するプレスリリース等において、十分な開示がなされることが予定されている。

また、本スクイズアウト手続は、株式併合によって行われる予定であり、本取引に反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されるスキームとなっているところ、本公開買付け後に本スクイズアウト手続を行うにあたり、本公開買付けに応募しなかった当社の一般株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に株主が所有していた当社株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められるため、本公開買付けに応募することの強圧性が低減される適切な措置が採られているといえる。

(6) マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) 条件

本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する買付予定数の下限は設定されていない。いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する買付予定数の下限の設定は、公開買付けの強圧性を排除し、一般株主の判断機会を重視するための制度として有益と評価される。もともと、公開買付者によれば、仮に「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあると考え、同条件の設定をしていないとのことであり、かかる理由には一定の合理性が認められることに加え、上記(1)乃至(5)に記載のとおり、本取引においては、公正性担保措置が講じられており、公正な手続を通じて当社の株主の利益への十分な配慮がなされていることに照らせば、本公開買付けにおいて、同条件が設定されていなくても、本取引の手続及び条件の公正性・妥当性が否定されるものではないと考える。

(7) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられており、本取引の手続は公正であると判断するに至った。

4 上記 1 乃至 3 その他の事項を前提に、本取引（本公開買付けに係る当社の意見表明を含む。）が当社の一般株主にとって公正であるか否か

本特別委員会の審議においてその他当社の一般株主に特段の悪影響を及ぼす事象は確認されておらず、上記 1 乃至 3 記載の事項等を前提に、本取引が当社の一般株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、本取引（本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、並びに本公開買付け後に本スクイーズアウト手続を実施することを決定することを含む。）は当社の一般株主にとって公正であると判断するに至った。

以上

別添 2



2026 年 9 月 25 日

各位

会 社 名 HYUGA PRIMARY CARE株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒木 哲史
 (コード番号 7133 グロース市場)
問合せ先 取締役最高財務責任者 大西 智明
 (TEL. 092-558-2120)

会 社 名 株式会社 JG44
代表者名 代表取締役 藤原 摂

株式会社 JG44 によるHYUGA PRIMARY CARE株式会社（証券コード：7133）の
株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 JG44 は、本日、HYUGA PRIMARY CARE株式会社の株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社 JG44（公開買付者）が、HYUGA PRIMARY CARE株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026年9月25日付「HYUGA PRIMARY CARE株式会社（証券コード：7133）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年9月25日

各 位

会 社 名

株式会社 JG44

代表者名

代表取締役 藤原 摂

HYUGA PRIMARY CARE株式会社(証券コード:7133)

の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 JG44（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、HYUGA PRIMARY CARE株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場（以下「東京証券取引所グロース市場」といいます。）上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下、本新株予約権（下記「1. 本公開買付けの内容」の「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。以下同じです。）の行使により交付される対象者の普通株式を含み、「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

HYUGA PRIMARY CARE株式会社

（2）買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権（以下（i）乃至（iii）を総称して、以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の所有者を以下「本新株予約権者」といいます。）

（i）2018 年 2 月 16 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2020 年 2 月 17 日から 2028 年 2 月 16 日まで）

（ii）2020 年 3 月 23 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2022 年 3 月 24 日から 2030 年 3 月 23 日まで）

（iii）2021 年 2 月 25 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2022 年 7 月 1 日から 2031 年 3 月 2 日まで）

（3）買付け等の期間

2026 年 9 月 28 日（月曜日）から 2026 年 11 月 10 日（火曜日）まで（30 営業日）

（４）買付け等の価格

- ① 普通株式 1 株につき、金 2,110 円（以下「本公開買付価格」といいます。）
- ② 新株予約権
 - (i) 第 3 回新株予約権 1 個につき、金 1,150,800 円
 - (ii) 第 4 回新株予約権 1 個につき、金 1,150,800 円
 - (iii) 第 5 回新株予約権 1 個につき、金 1,015,800 円

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,994,000 株	1,518,400 株	— 株

（６）決済の開始日

2026 年 11 月 17 日（火曜日）

（７）公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者株式（但し、本不応募株式（以下に定義します。以下同じです。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）及び本新株予約権を取得及び所有することを主たる目的として2026年9月4日に設立された株式会社であり、本日現在、日本成長投資アライアンス株式会社（以下「JGIA」といいます。）が管理・運営するJGIA 3号投資事業有限責任組合（以下「JGIA ファンド」といいます。）によりその発行済株式の全てを所有されております。

JGIA は、日本企業の中でも、人材・資金・ネットワーク等のリソースが限定的であり、本来の成長可能性を十分に発揮することができていない潜在成長力のある企業に特化した事業承継投資、事業支援投資、成長投資等を目的としたファンドを組成・運用しており、JGIA による成長資金提供や経営支援に加えて、JGIA と資本業務提携し、投資先の企業価値向上に各社の強みを活かして貢献するパートナー企業（日本たばこ産業株式会社や株式会社博報堂等）による事業支援、投資先企業への人材派遣などを通じて投資先企業の成長を支援しております。なお、本日現在、JGIA、JGIA ファンド、JG III A (Cayman), L.P.、JG III B (Cayman), L.P.（注1）及び公開買付者は対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

（注1） 公開買付者は、本公開買付けの成立後、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに、JGIA ファンドに加えて、JG III A (Cayman), L.P. 及び JG III B (Cayman), L.P. から出資を受ける予定であるため、当該出資の時点以降の公開買付者の株主には、JG III A (Cayman), L.P. 及び JG III B (Cayman), L.P. も含まれることになります。

今般、公開買付者は、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。また、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）に該当し、対象者の代表取締役社長であり、主要株主かつ筆頭株主である黒木哲史氏（（所有株式数：1,357,200株、所有割合（注3）：18.27%）以下「黒木氏」といいます。）は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

（注2） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

（注3） 「所有割合」とは、対象者が2026年8月12日付で公表した「2027年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（7,279,000株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権492個（注4）の目的となる対象者株式の数（295,200株）を加算した株式数から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（147,128株）を控除した株式数（7,427,072株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注4） 対象者から報告を受けた2026年6月30日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第3回新株予約権	40 個	24,000 株
第4回新株予約権	29 個	17,400 株
第5回新株予約権	423 個	253,800 株
計	492 個	295,200 株

本取引の実施にあたり、公開買付者は、2026年9月25日付で、対象者との間で本取引に関し、公開買付合意書を締結しております。

また、公開買付者は、黒木氏及びその資産管理法人である一般社団法人 Hyuga（（所有株式数：900,000 株、所有割合：12.12%、対象者の主要株主かつ第2位株主）以下「本社团」といい、黒木氏と総称して「黒木氏ら」といいます。）との間で、2026年9月25日付で公開買付応募・不応募契約を締結し、(i)黒木氏の所有する対象者株式のうち864,128 株（所有割合：11.63%）を本公開買付けに応募し、残りの黒木氏の所有する対象者株式493,072 株（所有割合：6.64%）及び本社团の所有する対象者株式の900,000 株（所有割合：12.12%）は本公開買付けに応募しない旨並びに(ii)本公開買付けが成立した場合には、対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、対象者の株主を公開買付者、黒木氏、本社团、株式会社シーユーシー（以下「シーユーシー」といいます。）、エムスリー株式会社（以下「エムスリー」といいます。）及びエムスリーキャリア株式会社（以下「エムスリーキャリア」といい、シーユーシー及びエムスリーと総称して「エムスリーグループ」といいます。）のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）に関連する各議案に賛成する旨等を合意しております。

以上のとおり、公開買付者は本公開買付けに関して、黒木氏及び本社团との間で、黒木氏が所有する対象者株式のうち864,128 株（所有割合：11.63%）について本公開買付けに応募する旨等を合意しております。

また、公開買付者は、シーユーシー（所有株式数：840,000 株、所有割合：11.31%、対象者の主要株主かつ第3位株主）との間で、2026年9月25日付で公開買付不応募契約（以下「シーユーシー不応募契約」といいます。）を締結し、(i)その所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び(ii)本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨等を合意しております。

また、公開買付者は、エムスリー（所有株式数：699,600 株、所有割合：9.42%、対象者の第4位株主かつその他の関係会社）及びエムスリーキャリア（所有株式数：500,400 株、所有割合：6.74%、対象者の第5位株主）との間で、2026年9月25日付で公開買付不応募契約（以下「エムスリーら不応募契約」といいます。）を締結し、(i)それぞれが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び(ii)

本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨等を合意しております。

以上のとおり、公開買付者は本公開買付けに関して、黒木氏、本集団及びエムスリーグループ（以下、総称して「本不応募株主」といいます。）との間で、それぞれが所有する対象者株式の合計のうち 3,433,072 株（所有割合：合計 46.22%、以下「本不応募株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨等を合意しております。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を 1,518,400 株（所有割合：20.44%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,518,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。他方で、本公開買付けは、対象者株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,518,400 株）以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（1,518,400 株）は、(i)本基準株式数（7,427,072 株）に係る議決権の数（74,270 個）に 3 分の 2 を乗じた数（49,514 個（小数点以下切上げ））から、(ii)本不応募株式（3,433,072 株）に係る議決権の数（34,330 個）を控除した数（15,184 個）に対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（1,518,400 株）であり、本臨時株主総会において公開買付者及び本不応募株主が所有する議決権数が、対象者の総株主の総議決権数の 3 分の 2 以上となるようにしております。

そして、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの成立等を条件として、黒木氏らの保有する対象者株式数の合計とエムスリーグループの保有する対象者株式数の合計が同数となるように、本株式併合（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）の実施に先立ち、本不応募株式のうち、シーユーシーが所有する対象者株式の一部（321,579 株、所有割合：4.33%）、エムスリーが所有する対象者株式の一部（133,780 株、所有割合：1.80%）及びエムスリーキャリアが所有する対象者株式の一部（191,569 株、所有割合：2.58%）を取得することを目的とした自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）（以下「本自社株公開買付け」といいます。）を実施する予定であるとのことであり、エムスリーグループは、シーユーシー不応募契約及びエムスリー不応募契約において、これらの株式を本自社株公開買付けに応募する旨を合意しております。

本自社株公開買付けの決済後、かつ本株式併合の効力発生前に、本株式併合によって本不応募株主において端数が生じる事態を回避するとともに、本株式併合後に公開買付者及び本不応募株主以外に対象者の株主が存在する可能性を可及的に低減させて本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、(i)本集団は、その時点において所有する対象者株式の全てを黒木氏に対して貸し付けるとともに、(ii)シーユーシー及びエムスリーキャリアは、その時点において所有する対象者株式の全てをエムスリーに対して貸し付ける予定です（以下、(i)及び(ii)を総称して「本貸株取引」といいます。）。本貸株取引が実行された場合には、本株式分割（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）を行った上で、黒木氏が本集団に対して並びにエムスリーがシーユーシー及びエムスリーキャリアに対して、本

貸株返還（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）を行う予定です。本貸株取引及び本貸株返還の詳細については、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

本株式併合の完了後、最終的に本株式交換（以下に定義します。）後の黒木氏の公開買付者における議決権割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権割合の計算において同じです。）が 10.55%、本社の公開買付者における議決権割合が 19.25%、エムスリーグループの公開買付者における議決権割合が 26.93%となるよう、本不応募株主の保有する対象者株式の議決権割合を調整するべく、本株式分割を行った上で、対象者によるエムスリーの所有する対象者株式の一部取得（以下「本自己株式取得」といいます。）（注5）を実施することを予定しております。

本自己株式取得の完了後、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）（注6）を実施し、公開買付者が本不応募株主に対して、本株式交換の対価として公開買付者の株式を交付することで、公開買付者の株主を、JGIA ファンド、JG III A (Cayman), L.P.、JG III B (Cayman), L.P. 及び本不応募株主とする予定です。なお、本株式交換の完了後における公開買付者の議決権割合は、JGIA ファンドが 22.60%、JG III A (Cayman), L.P. が 10.33%、JG III B (Cayman), L.P. が 10.33%、黒木氏が 10.55%、本会社が 19.25%、エムスリーグループが 26.93%となることを想定しております。

（注5） 本自己株式取得においては、本株式交換後のエムスリーグループの公開買付者における議決権割合が 26.93%となるよう算出される数の本株式分割後の対象者株式を取得する予定とのことです。また、本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付けの対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第4条の3）に該当しないため、対象者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得に係る自己株式取得価格は、本株式併合の効力発生前の対象者株式1株当たり、1,718円を予定しているとのことです（以下「本自己株式取得価格」といいます。）。本自己株式取得価格は、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを踏まえて、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮にエムスリーが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格の税引後手取り額を上回らない金額としているとのことです。本自己株式取得及び本自社株公開買付けは、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から、公開買付者がエムスリーグループに提案したものです。

（注6） 本株式交換の株式交換比率は、本日現在未定ですが、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反しないよう、対象者株式の価値は、各本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格を上回らない価格（但し、本株式併合の比率に応じて比例的に決定する方法その他の合理的な方法による調整を行う予定です。）で評価いたします。なお、本株式交換後に各本不応募株主が公開買付者の株式を取得することについては、本取引後も継続して代表取締役社長として対象者の経営にあたることを予定している黒木氏及びその資産管理を行う本会社が、本株式交換を通じて、本取引の実行後の公開買付者の株式を保有し続けることで、対象者の事業運営に関するリスクを

負担しつつ、対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下で、その経営に継続して関与し続けることを目的とするものであること、並びにエムスリーグループについても、対象者株式の東京証券取引所マザーズ市場（現在は東京証券取引所グロース市場）への上場以来、対象者の安定した大株主としての立場を維持してきたところ、本取引後も引き続き、公開買付者の株式保有を通じた対象者の間接的な株主として、その医療・ヘルスケア事業における知見を活かしつつ、対象者の円滑な事業運営及び事業成長を支えることを目的とするものであることから、いずれも本公開買付けへの不応募の可否とは独立して検討されたものであり、本公開買付けへの不応募の対価を提供するものではなく、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により対象者の株主を公開買付者及び本不応募株主のみとすることを目的とした本株式併合を行うことを企図しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 180 条に基づいて行う対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（但し、本自社株公開買付けの決済の開始までの日）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催時期は、現時点では、2027 年 1 月上旬を予定しております。2026 年 9 月 25 日、対象者が公表した「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して、任意売却許可の申

立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者及び本不応募株主が対象者株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

なお、本貸株取引については、本株式併合の効力発生日の前日において、本株式併合によって本不応募株主において端数が生じる事態を回避するとともに、本株式併合後に公開買付者及び本不応募株主以外に対象者の株主が存在する可能性を可及的に低減させて本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、本団が黒木氏に対し並びにシーユーシー及びエムスリーキャリアがエムスリーに対し、公開買付者の要請に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、その時点において保有する対象者株式の全てを、無償で貸し付ける予定です。

本貸株取引が実行された場合には、本株式併合の効力発生後、黒木氏が本団に対して並びにエムスリーがシーユーシー及びエムスリーキャリアに対して、公開買付者の要請に従い、本自社株公開買付けの決済後に本貸株取引を解消し、本貸株取引の対象である対象者株式と同等の価値となる数の対象者株式を返還します（以下「本貸株返還」といいます。）。対象者は、本貸株返還において、黒木氏及びエムスリーが、本貸株取引において借り受けた対象者株式と同等の価値の対象者株式を返還できるようにするため、公開買付者の要請に従い、本貸株返還に先立ち、本株式併合における併合比率の逆数となる比率その他公開買付者が指定する内容の株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行う予定であるとのことです。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を満たす場合には、対象者の株主の皆様（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して、対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合であっても、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様は交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者の皆様による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4. 上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本株式併合が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2026 年 9 月 28 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者、JGIA ファンド、JGIA（以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。）に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

【将来予測】

このプレスリリースには、公開買付者グループ、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通

しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者グループの現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者グループは、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。